

令和3年6月三種町議会定例会会議録

令和3年6月10日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	工藤一嗣	
税務課長	小松仁	町民生活課長	荒川浩幸	
福祉課長補佐	近藤洋	健康推進課長	佐々木恭一	
農林課長	工藤伸也	商工観光交流課長	牧野誠一	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘支所長	渡邊裕子	山本支所長	皆川和華子	
会計課長	平澤仁美	教育長	鎌田義人	
教育次長	後藤誠	農業委員会事務局長	嶋田修一	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主任	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

第1 一般質問

議長 金子芳継は、令和3年6月10日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議 長 （ 金子芳継 ）

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番、平賀 真議員の発言を許します。2番、平賀 真議員。

2番 （ 平賀 真 ）

それでは、私から、さきに通告してあります次の件について、町長並びに教育長の考えを問いたいと思います。

統合中学校の建設地が進められておりますが、しこりを残さないように進めていけるかどうかをお伺いいたしたいと思います。

昨年11月に「小・中学校の在り方検討懇談会」から提出された意見書を参考に、本年1月、教育委員会が学校再編整備計画を策定いたしました。

統合中学校の建設地をめぐり3月議会一般質問をはじめ、町民説明会の場で様々なご意見が出されておると新聞報道にされております。

教育委員会では今後「三種町立小・中学校再編準備委員会」仮称ですがを立ち上げ、検討を進めていく計画であると聞いております。

既に検討資料を準備されていることと思いますが、建設費に充当する場合の合併特例債、令和7年度事業終了とお聞きしております。また、過疎債、各種国庫補助金との補助率並びに実質的金額の差をお伺いいたしたいと思います。

また、建設地を民有地にした場合の買収費用、造成工事費用の概算見積り、また買収、そして造成に要する期間もお伺いいたします。

中学校建設計画が順延された場合、八竜、山本地区の小学校統合計画に与える影響をお伺いいたします。

今後、中学校建設地に対する住民運動が拡大した場合、再編準備委員会の議論に影響を及ぼすのではないのでしょうか。公平な判断ができるような会議環境を望みたいと思います。

三種町誕生以来最大の選択が迫られ、建設地によっては今後大きな「しこり」が残る事案と考えられます。

町長の任期は明年5月であります。小中学校再編決定までのタイムスケジュールをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

議 長 （ 金子芳継 ）

2番、平賀 真議員の壇上での質問が終わりました。  
当局の答弁を求めます。教育長。

教 育 長 （ 鎌田義人 ）

2番、平賀 真議員のご質問にお答えいたします。

初めに、統合中学校建設事業における事業費及び財源見込みについてお答えいたします。

本事業に活用できる国庫補助金は、現在、公立学校施設整備費負担金の補助制度が該当し、補助対象は、校舎建築費で、用地買収費及び造成工事費は対象外となっておりますが、補助率は10分の5.5となっております。

また、本補助制度では、山本中学校敷地内に建設した場合は、新築の場合でも、統合中学校として必要と算定される床面積と現在の校舎と比較した床面積の増加分のみが補助対象となっております。

そのほかの特定財源としましては、町債を予定しておりますが、補助金を除く建設費、用地買収費及び造成工事費が起債対象事業費となります。

現在、充当率100%、交付税算入率70%の過疎対策事業債、充当率95%、交付税算入率70%の合併特例債、充当率90%、交付税算入率66%の学校教育施設等整備事業債で比較検討しているところでございます。

議員ご質問のそれぞれの特定財源別の町の負担額につきましては、新校舎建設費用は概算で30億円を見込んでおることから、山本中学校敷地内に建設し、過疎対策事業債を活用した場合は7億8,100万円、同じく合併特例債を活用した場合は8億4,700万円、同じく学校教育施設等整備事業債を活用した場合は23億9,800万円が見込まれております。

次に、山本中学校敷地以外の私有地に建設した場合がありますが、補助対象費の用地買収費は、必要面積を5万平方メートルとした場合、約8,000万円、造成工事費は約4億円と見込んでおります。また、今回の事業費算定には含んでおりませんが、条件によっては、グラウンド整備や地盤改良費が別途必要となるものと懸念しております。

山本中学校以外に新たに土地を求めて建設する場合、地質調査・用地測量に1年、基本設計に1年、実施設計に1年、用地の造成工事に2年、建設工事に2年を要すると推定され、来年度から事業着手したとしても、最短で令和9年頃の完成になると推察されます。

なお、用地買収等の手続及び農業振興地域であった場合は、その申請のためにさらに時間を要すると考えており、その場合、令和7年度までの合併特例債は活用できない状況となります。それらを考慮した場合の町の負担見込額は、山本中学校敷地以外に建設し、過疎対策事業債を活用した場合は5億5,100万円、同じく学校教育施設等整備事業債を活用した場合は10億2,300万円が見込まれます。

いずれの場合につきましても、過疎対策事業債の活用が有利な財源と言えますが、本事業債につきましては、国の予算に対する県への配分枠があるこ

と、近年、県内市町村でも同意額が調整されている状況にあることなどから本町の起債対策事業費が全額同意されるかは非常に厳しい状況にあると考えております。

次に、中学校建設工事が順延した場合の小学校統合計画についてですが、再編計画の中で、学校再編の必要として、少子化による複式学級の解消を目指しております。子供たちの教育環境を考えることが最優先で、令和7年度に予想される複式学級対策について、一番に考えていく必要があると考えております。

次に、再編準備委員会と再編決定までのスケジュールについてお答えします。

現在、再編準備委員会の委員について、公募も含め推薦依頼を実施しております。委員構成は、前回の在り方検討懇談会で構成した団体等の代表者や学識経験者等に依頼しており、委員会では、より具体的な再編内容をお示ししながら、細部にわたる説明資料の準備と丁寧な説明をした上で、委員の皆様のご意見・ご提言について協議、検討してまいりたいと考えております。

また、再編準備委員会には、議員から2名、オブザーバーとして参加していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

再編準備委員会での検討後、教育委員会定例会、総合教育会議を開催し、年度内には議員の皆様へ計画概要についてお示ししたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

2番、平賀 真議員の再質問を許します。2番。

2番（平賀 真）

ただいま教育長より、数字も含めまして詳細なご説明いただきありがとうございました。

それでは、当席から再質問を行わせていただきます。

まずお伺いするのが、さきに発表されました学校整備計画というのは、現時点では白紙といいましょうか、またゼロからこの新しい再編準備委員会で全くの白紙状態から検討を始めるということですのでよろしいでしょうか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

まず、住民説明会等々でいろんな候補場所のご意見・ご提言がございました。そういうふうなところを踏まえながら、現状の山中、それから意見が出されておりますじゅんさいの館付近、それからそのほかにご意見がございました琴丘の総合運動公園等々のそういう場所をたたき台として最終的には決めていくことになると思いますので、ご理解をお願いいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

2番。

2番 ( 平賀 真 )

住民説明会の中で、教育委員会のほうから山本中学校のグラウンドが現段階では適地でないかという説明に対して様々なご意見が出たのは私も承知しております。その中で、いろんな意見の中で、交通事情とかそういうふうな話題が出ましたが、参考までに山本中学校が発足したときの1年生から3年生、在校生の人数、そしてまた今後統合になった場合、もし7年度が実現した場合の統合の中学校の人数、そしてまた山本中学校が開校して以来、既にかんりの年数がたっておりますが、その間、通学路等で交通事故等があったのかどうかも、もし記憶にあるようでしたらお伺いいたしたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

お答えいたします。

まず最初に、山本中学校、昭和50年4月開校であります。その当時の山本中学校の生徒数は580名でございます。それから、今計画でお示ししております令和7年度、統合の予定時の生徒数でございますが、琴丘が55名、山本が95名、八竜が105名、トータルで255人の予定となるということでございます。

それから、先ほど交通事故の事例について、どういうことかということにお話がありましたが、学校のほうにも確認しましたが、特にそういう情報がちょっと学校のほうからも得られることができませんでした。それで、能代警察署のほうにちょっと事故の状況について確認をしております。その中で、三種町管内で起きた事故の件数なんですけれども、令和元年度が22件、それから令和2年度28件というご報告を受けました。それで、三種町内の学校におきまして、この登下校時においては、事故については確認されておられませんでしたが、登下校時以外につきましては、学校からの報告等もありまして2件の事案を確認しております。

議 長 ( 金子芳継 )

2番。

2番 ( 平賀 真 )

通学途中の事故はなかったように今答弁があったと思います。

今後、統合中学校になった場合、冬期間は無理でも、夏期または部活等々でスクールバスの時間に合わない生徒とか自転車で学校まで来る場合が考えられますが、現段階で、自転車通学というのはどこまでの範囲で許されているのか、お伺いいたしたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

お答えいたします。

中学校に関しましては、自転車通学に関する特に基準というものはございません。

それで、山本中学校におきましては、スクールバスがまず運行されておりますので、おおむね6キロ以上である生徒については、スクールバスの利用が可能となっております。

また、小学校におきましては、琴丘小学校で4キロ以上ということで、鯉川地区がスクールバスの該当となっております。

それから、スクールバスの運行がない八竜中学校とか、それから4キロ以上の通学距離がある浜口小学校、それから琴丘中学校、この辺につきましては、4キロ以上の通学の距離を要する児童生徒に対しましては、教育委員会のほうで、三種町遠距離児童生徒通学援助費支給要綱というのを作成しまして、通学時に1人1キロにつき20円という支給をしてございます。

それで、情報としましては、4キロ以上の通学距離がある児童、浜口小学校が令和2年度でいきますと11名、それから金岡小学校が19名、それから琴丘中学校が6キロ以上のところで9名、八竜中学校が3名という令和2年度の数字でございます。

議 長 ( 金子芳継 )

2番。

2番 ( 平賀 真 )

るるご説明いただきましたが、再度確認いたします。

先ほど中学校、自転車通学の決まりがないというふうに私聞き取りましたけれども、じゃその家庭、その子の事情によっては、ヘルメットをつけて学校に自転車でも来て、この6キロ未満、要はスクールバスに乗れない生徒といいたいまいしょうか、5キロとか、親御さんが送迎できなくて、日も長くなって自転車というような、これはもう学校に届出すれば自転車通学できるということでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

お答えいたします。

琴丘中学校に関しましては、通学・部活動のために自転車を利用する場合は、点検を済ませ、必ずヘルメットを着用する。冬期間は禁止。

山本中学校につきましては、部活動・体験学習で使用する場合もあるので、全校生徒が対象となっております。冬期間は禁止となっております。その際も、通学許可願の提出、安全点検表の提出、それからヘルメット着用とか、そういう交通ルールを守ることが記載されてございます。

八竜中学校も、全校生徒に通学を許可してございます。通学・部活動、それでやる場合に、自分で点検カードの提出、それからヘルメットを着用するということでもあります。八竜中学校については、全校児童分の利用があると

いうことを確認してございます。冬期間は禁止ということでございます。

議長（金子芳継）

2番。

2番（平賀真）

どうかこの準備委員会の資料の中にも、そういった細かい数字も入れて、この自転車通学というのも建設地に大きな影響が出てくるかと思しますので、今日私この場ではどこがいいとかどこが悪いということは言いませんので、ひとつこの準備委員会の中での討議の内容、ひとつ詳細な形で、議会からもオブザーバーということで2名が参加できるようにして、申し合わせで、会議に参加した後、近々の会議でご報告いただけるやに聞いておりますので、どうかそういった資料の準備もよろしくお願いいたしたいと思えます。

あと、今後、先ほどタイムスケジュールのほうをお伺いいたしまして、年度末、3月には準備委員会から受けたものを教育委員会のほうで、言ってみれば最終決定権と申しましょうかは、あくまで教育委員会ということで、建設するしないも含めて、場所の選定、教育委員会ということで、よろしいでしょうか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤誠）

お答えいたします。

教育委員会定例会で決定し、総合教育会議で承認していただくスケジュールとなると思えます。

議長（金子芳継）

2番。

2番（平賀真）

どうか私先ほど言いましたように、三種町のこれからの子供を産み育てる学校環境というのは、大きな課題といいたししょうか、当然町民一人一人にそれぞれのお考えがあつてしかるべきだと思いますが、そういった各再編準備委員会で討議された結論、当然報道機関も会議の中に入って詳細に新聞報道等でなされることと思えますので、どうかつまびらかな形で、本当に恣意的な方向づけというよりも、まさに先ほどの建設に係る費用、どういった起債をすることによってこれだけがかかる、タイムスケジュールも踏まえた上での最終決定が、恐らくそれに納得できない町民の方もいるかと思えますが、どうか一旦決まってから、それからもし仮に会議の途中で新聞報道が出て、ある程度の方向性が決まった場合、もし仮に反対運動が起きて、建設候補地に対する反対運動が起きて、署名運動とかそういった大きな政治的な運動に発展した場合、どういうふうにお考えなのかお聞かせください。もし、ある程度、町長でも結構です。

議長（金子芳継）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

確かに、そうならないようにしっかり準備委員会のほうで検討して、町民の皆さんに説明していくことが一番大事だと思っております。なるべくそういう事態にならないように、しっかりと皆さんにその都度説明して、皆さんのご理解を得られるような努力をしていきたいと、このように考えております。

議 長 （ 金子芳継 ）

2 番。

2 番 （ 平賀 真 ）

最終確認ですけれども、最終的に教育委員会で諮問した結果が決まって議事に報告された場合、当然、議会の同意といいたしめようか、議会ではもし仮に建設予定地の調査費とか予算に対する反対はできるかと思いますが、あくまで決定権は教育委員会か諮問委員会ですか、そちらのほうにあるやにお聞きしておりますので、どうか議会とのまさに両輪ということでございます。議会一人一人、議員一人一人の考え方があります。どうか両輪ということでございますが、オブザーバーの方々も議会の議員の声を吸い上げながら、この委員会の中で諮問を受ければ当然発言するでしょうし、そういった形で、議会と同時にこの建設に向けての意見統合が図れるような形でご努力いただきますようお願いしたいんですが、今後、議会に対してはどのような形で対応していくのか、もしお考えがあれば伺いたいいたします。

議 長 （ 金子芳継 ）

教育次長。

教育次長 （ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

会議につきましては、2か月に1回程度で開催していく予定としておりますので、その都度議会で報告すべきことがあれば、その都度報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （ 金子芳継 ）

2 番。

2 番 （ 平賀 真 ）

私が一番危惧することは、最終的に決定されたことに対して大きな反対運動が起きない、先ほど町長も誠心誠意説明をしながら方向を見いだしていくということでございますので、どうか、そしてまた選任された委員の方々が一歩踏み出した資料に基づいて判断を下せるような形で、2か月に1回ということは、国の情勢ももしかしたら変わってくるかもしれないので、そういった情報を常に収集しながら、新しい情報を入れて、国の補助のほうももしかしたらまたこのコロナ禍で、いろいろな動きがあるかと思っております。オリンピック開催するかどうかまだあれですが、オリンピックが終わってワクチン

を全国民が打ち終わった段階で、また別の姿というのが見えてくるかと思  
います。どうか町の将来を担う子供たちの学校の環境でございますので、ど  
うか道を誤らないといいたしましょうか、きちんとした、後々に検証されても、  
当時の教育委員会の委員の方々はずばらしい結論を出したと言われるような  
形で進めていただければと思います。

最後になります、町長の任期は5月ということでございます。どうかそ  
ういった形で、一旦決まったものに対して、もしかしたらこの建設地に対す  
る反対で、それを1本に持ってきて仮に対抗馬の方が出た場合、大変おかし  
いといいたしましょうか、そういったことも誰も否定はできませんので、どうか  
3月までに町民の方々に納得いただいて、そしてもう新年度で一番の有利な  
形の補助、そしてあまりにもこういった学校統合問題がずるずるずると  
いうのも、何といいたしましょうか、船をこぎ出して陸地が見えたらまた遠くな  
ったといいたしましょうか、そういったことがないように、こういった問題、長  
くなればなるほどこじれて感情的なものがだんだん増幅してくるかと思いま  
すので、どうか当局におかれましては、十分に判断をしながら会を進めて結  
論を出していただければと思います。

いま一度町長の決意をお伺いいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

平賀議員おっしゃるとおりでありまして、しっかり町民の方々が納得でき  
て、その後、しこりが残らないことで話が進めていければ一番理想かと思っ  
ております。そのために時間をかけて今回しっかり委員会をやるということ  
でございますので、納得できる案が示せるかどうかはあれですが、なるべく  
皆さんに広くご理解いただける案で進めていきたいと、このように考えてお  
りますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ( 金子芳継 )

2番。

2番 ( 平賀 真 )

じゃ、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

議 長 ( 金子芳継 )

2番、平賀 真議員の一般質問を終わります。

次に、14番、安藤賢藏議員の発言を許します。14番、安藤賢藏議員。

14番。

14番 ( 安藤賢藏 )

それでは、通告してございます三種町において飼料米の作付を増やす必要  
があるということについて、ちょっと遅くなりましたが、農林省が5月13  
日に主食用米の需給安定に向けて山形県において生産者との意見交換会を始

めたと。

民間在庫量が増加しているため、価格が3,000円前後下落する見通しだと。これは農林省で言っているわけじゃないですけども、いずれ農家の手取りが大幅に減収すると。それで、今からでも、6月末の営農計画書の提出期限に向け、産地交付金の加算措置を活用した転換を呼びかけていると。

今後、自治体、JA、商経業者とのオンライン形式で行う予定で、主食用米の生産量の多い12道県、北海道が多いんですけども、もちろん秋田県も入ります、と日程の調整を農林省で行い、しているということ。

さらに、自民党農業基本政策委員会で、農林大臣が「主食用に作付しても、米の仕向先を飼料米にしたほうがもうかる」と断言しているわけです。今からでも遅くないですよと。6月中に転換をなさいと。もちろんあきたこまちでもいいんです。先進地であります隣の青森県では、12俵半取れるそうです。手取りが12万円以上になると。大体12万2,000円ぐらいになるらしいです。機械は全く今のまま買わなくて済む。それから、主食用米は毎年10万トンずつ減り続けていて、コロナでさらに落ちる可能性がある。去年は落ちている。

もう一つは、日本飼料工業会で、まだ飼料米は伸び代があると、飼料米を作付してよろしいですよというふうな買い方の、買うほうの側の話をしていらっしゃる。ぜひ当町でも、この飼料米について、藤里町とか能代市では既にもう1万円、1万2,000円、町で補助しているわけですよ。以上。

2つ目、中学校統合について。

今後計画されている中学校の統合に対して、八竜地区、琴丘地区ともに、教育委員会で指し示している現在の山本中は地理的によくないという意見が大きい。旧山本地区に住む私としても、全体的に地図を広げて見ると、じゅんさいの館から二ツ森地区が通学の利便性が最もよいと思われる。このことについて、当局では、先ほど教育長がいろいろる説明してくれましたけれども、事は何しろ町全体のことを考えて、これは八竜の方も、山本、もちろん琴丘の地域の生徒さんたちが通う場所、毎日通う場所ですから、安全で利便性のよいところを選択してもらおう。確かに教育長がおっしゃるように、建設計画がちょっと延びる可能性はあると思いますが、今これは五十年、百年の町の計を、計画が遅れる、予算がかかり増しになるということだけで決めるというのは禍根を残すということではないかと思imasので、この点についてもお聞きいたします。

壇上からは以上です。

議長（金子芳継）

14番、安藤賢藏議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、14番、安藤賢藏議員のご質問にお答えいたします。

初めに、飼料用米の作付についてお答えいたしますが、中学校の統合については、教育長からご答弁申し上げます。

主食用米の需給動向については、食生活の変化や人口減少に伴う消費量の減少、さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食需要の減退も加わり、在庫量が膨らんでいる状況にあることから、令和3年産米の民間在庫量を適正水準にするため、全国で生産量では36万トン、面積にして6万7,000ヘクタールの過去最大規模となる作付転換が求められております。

このことから、農林水産省では、需要に応じた米生産に向け、水田活用関連予算の拡充により非主食用米や麦・大豆などへの支援を図ることとしており、また秋田県でも、需要の拡大が見込まれ、非主食用米への転換がしやすい飼料用米に対して手厚い支援策を講じております。

今後も米価水準が緩むと予想されていることから、町農業再生協議会においても、JA及び主食集荷業者へは事前契約等による需要に応じた作付調整を勧め、事前契約の取れない米については、非主食用米への誘導を図るよう働きかけを行っております。

また、米価下落時の支援対策として、米・畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策や収入保険制度への加入推進を図り、農業経営の安定につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

議長（金子芳継）

教育長。

教育長（鎌田義人）

続きまして、私から、中学校の統合についてお答えいたします。

教育委員会では、令和2年度に策定した三種町立小・中学校再編整備計画について検討を行うため、（仮称）三種町立小・中学校再編準備委員会の設置準備を進めており、その再編準備委員会において、学校までの通学距離や時間、安全面などの条件をしっかりと提示し、小・中学校の再編時期やじゅんさいの館周辺も含めた新中学校の建設場所について検討していただきたいと考えております。

以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

14番、安藤賢藏議員の再質問を許します。14番。

14番（安藤賢藏）

私が今回の質問で、資料をいただいたり情報を得たのは、青森県の25ヘクタール規模でやっている方、またその方の、農協の組合の方なんです。青森県の場合は、秋田県よりも畜産が非常に盛んで、売り先にあまり困らない状況があると。飼料米の欠点というのが、作付が秋田県、特に三種町でも少ない原因は、買ってくれる業者さん、牧場が周りにあまりいないというこ

となんですね。山間部の東成瀬とか由利本荘市、鹿角市、あの辺まで行くと、あちらのほうの方は牛、鳥、豚の生産が盛んなので、購入意欲のある方が多いと、飼料米を買ってくれる方が多いということなんです。それで、今年の場合は緊急的なことで、あきたこまちで取りあえず三種町の場合は6月中に転換するという方法しかないと思うんです。農水では、今年3年、来年4年については、特別の措置をして加算金を上乘せするというので、来年の場合はゆたかまる、えみゆたか、青系130号、こういうのを作付すると12俵以上は取れるんだと。そうすると12万2,000円ぐらいはなると。そうすると、買い先は、我が三種町のJAでは73ヘクタールですか、今現在進めているようですが、これは農林課長、これJAやまもとのこの73ヘクタール分の品種とそれから購入、販売先の業者さんといいますか商社をお分かりでしたら教えてください。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

73ヘクタール、JAさんのほうで、まず今計画をしておりますが、売り先の業者名とかそういうことに関しては、再生協議会等で把握してきておりませんので、よくは分かりませんが、まず確認したところ、業者さんが1者、それから町内で養鶏等をやられている農家2農家に販売をする予定であるというようなふうには聞いております。73ヘクタールの取組農家数が54農家であるというふうにも聞いております。

あと、町長の行政報告では農協の分しか報告しておりませんでした。相富さんのほうでも35ヘクタールのほう見込みがついたということで、新しい情報が入っております。

議長（金子芳継）

14番。

14番（安藤賢藏）

これぐらいの面積では、米の価格に影響ないわけですが、残念ながら。それで、私が残念なのは、県北部が、一部三種町でも4農家ですか、作付が許可されたんですが、サキホコレという新しい新品種が県北部では作付が当分の間はできないと。これがまず大きな今後ダメージになるんじゃないかというふうな見込みがあるんですが、農林課長、もう一遍お聞きしますが、あきたこまちを6月中に転換して飼料米として出荷した場合、9俵取れたとして幾らぐらいになりますか。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

いずれ作柄に伴って飼料用米に転換した場合は、8万円は約束されており

ますが、収量に伴って上下いたしますので、最大で、加算金として10万5,000円上乗せになるというふうに考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

14番。

14番 ( 安藤賢藏 )

何回もすみません。10万5,000円ということは、これには町の補助金は入っていますか。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 工藤伸也 )

これは国からの補助金ということになります。

議 長 ( 金子芳継 )

14番。

14番 ( 安藤賢藏 )

町長、藤里町と能代市が頑張って去年から1万円、1万2,000円、町独自で補助しているんですよ。農業の町で生きてきた私たちの三種町は水田面積も多いんですが、これ何とかかんとかももう少し補助金、町独自で出す方法を考えてもらえませんか。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

飼料用米転換については国からの指導でそういう補助が入ります。ただ、再生協でもいつも協議されることではありますけれども、あくまでもJAさん並びに集荷業者の方々が主食用米として売れる部分をやっていくということで、あとは各自の農家さんがそういう作付を行うということになっておりまして、それはやっぱりそれぞれの営農の判断が必要なのかなと思っております。もし今後主食用米の消費が減って米価の下落が進むという状況であれば、当然それは町だけではなくて県も国もそっちの飼料用米のほうに転換するような施策を打っていかねばいけないと、このように思っておりますので、町独自というよりは、国・県の方向になるべく沿った形で進めていければいいのかなと、このように思っております。

議 長 ( 金子芳継 )

14番。

14番 ( 安藤賢藏 )

今まず飼料米は、これはまず今後町から何とか農家の転換される方々へ補助金を上積みして、転換を図るよう指導していただきたいと思います。

次に、中学校の統合について、これについては、壇上でも申し上げましたけれども、昨日、私、約1日かかって距離を車で測りました。森岳の駅から二ツ森までは、角助沼を通っていくと3.5キロ、歩いて35分です。それ

から、新屋敷を通過して児玉信長商店までは3.8キロ。これ、私、お話ししているのは、ご説明しているのは、立地、建設する場所を二ツ森としてのお話ですので、ご理解ください。

それで、上岩川は、勝平から12.9キロ、車で約18分。入通までは16.9キロ。鯉川からは、駅から9.8キロ。それと、芦崎からは芦崎入口から鵜川の町なかを通過して11.1キロ。それから、金岡方面は、大信太工業から9.5キロ。下岩川長面川向は8.5キロ。

それで、現在の山本中学校と二ツ森の予定としてお願いしている高台との間は距離にして5.4キロあるんです。この差はかなり大きいと。これは、八竜地域、琴丘地域の皆さんにとっても、大きい差だと思っただけです。時間的にも朝の忙しいときに送り迎えするとかという冬場の場合は、かなりロスタイム、父兄の皆さん大変だと思っただけです。5.4キロ近くなったほうがいいということで、林崎、大町の人たちは、距離的にあまり変わらないんです。それで、角助沼の道路が整備されて舗装になっているので、あそこは非常にいい環境なんです、通学路として。その辺のこともちょっと併せて、教育長、私のこの私案はどのようにお考えですか。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教育長 (鎌田義人)

今安藤議員から大変細かに調べていただきましてありがとうございます。

それこそ大谷地とか、天瀬川とか、上岩川の小新沢とか、いろんなところから私もちょうど通学時間帯に、私も車でですけども、いろいろ測ってみました。そして、そういう今安藤議員言われたような資料、それから私が測ったの、それから教育委員会でも測っておりますので、そういう今のような判断資料を今度の準備委員会にしっかり提示して委員の皆さんには慎重な議論をしていただくと、そういうことで考えております。ただいまの安藤議員の資料、大変ありがとうございました。

議 長 (金子芳継)

14番。

14番 (安藤賢藏)

住民皆さん、父兄ももちろん、通学する生徒さん、それからOB、私もOBですけども、大問題と把握しています。先ほど平賀さんからご意見がございましたけれども、鯉川の駅を利用して森岳駅から通学の方がたまにいるかもしれませんが、これが大体9.5キロなんです。利便性がいいんです。ですから、まず、前はちょっともう山中で決まりみたいな雰囲気を経済委員会のほうから受けたんですが、ぜひとも今後の三種町の教育の根幹として、二ツ森地区が非常に、熊もいないし、山中みたいにマムシもいないし、私はいい場所だと思うんです、安全面から考えても。これ大事なことです。私、山中の下に田んぼあるんですけども、まず1年に2、3回はマムシを刈ってしまうんです、草刈り機で。これ大げさな話じゃないんです。

こういうこともありますので、ひとつ今後そういうことを念頭に置いて準備委員会で検討して、十分に禍根を残さないようにお願いします。終わります。

議長（金子芳継）

14番、安藤賢藏議員の一般質問を終わります。  
ここで、議場内換気のため10分間休憩します。  
開会は11時10分とします。

午前10時59分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き、会議を開きます。  
一般質問を続行いたします。

次に、5番、児玉信長議員の発言を許します。5番、児玉信長議員。

5番（児玉信長）

壇上で、2点についてご質問いたします。  
多頭飼育崩壊の未然防止について。

動物は、私たちの生活を様々な形で豊かにしてくれるし、かけがえのない存在であります。大切な家族の一員として、暮らしに密接に関わる存在となっています。

動物愛護の基本は、人の命と同様に動物の命についても、その尊厳を守ることにより、人と動物が共生する社会の実現を図る目的で、動物の愛護及び管理に関するということが法律で定められています。

ペットは、民法上、個人が占有する財産であり、日本国憲法第29条第1項の規定の複数頭、多数飼育を禁止することはできないとあります。動物の愛護及び管理に関する法律は一部改正され、昨年6月1日から施行されました。

主な改正内容は、適正飼養が困難な犬猫の所有者に対する繁殖防止措置の義務化や周辺生活環境保全措置のための都道府県知事による適正化、動物の不適切な取扱いへの対応の強化などがあります。

いわゆる猫屋敷などの多頭飼育崩壊が大きな社会問題となっております。

この6月1日からは、犬猫を扱う繁殖業者やペットショップに対し、ケージの広さや従業員1人当たりの飼育数などの管理方法を制限する環境省令が施行されました。

合併してから私の知る範囲では、平成24年、町の移住・定住計画に沿って、たしか大阪から1家族が上岩川地区の空き家をあっせんしてもらい、最初は数匹でしたが、日数がたつにつれ、25年は21匹の犬と共生する状況が続きました。中には血統書つきもいたようでした。周辺の住民からは、騒

音と悪臭についての苦情があり、警察、保健所問題にもなり、貸主の大家さんは明け渡しを求め能代簡易裁判所に提訴し、退去の判決が下ったそうです。実際はどのくらい生活をしていたのですか。

退去後、職員が立ち会い、家の中はふんだらけの部屋であったり、ごみなどで悲惨な状況で、床は抜けそうな状態であったと報告書に書かれていました。大家さんはその後解体し、現在は更地となっています。善意が悪意に利用された結果であり、残念でなりません。移住・定住の申請の際には十分な審査が必要であることが警鐘されます。

犬は年1回、狂犬病予防注射をしなければなりません。今月が実施の第1回目の月となります。そして、死亡したときには町に届けなければなりません。令和2年度の各件数をお願いします。

この5月には猫の問題が鹿渡地区で発生しました。独り暮らしの飼い主の男性が亡くなり、30匹ぐらいはうちで飼っているのではないかと親戚の方が地区の民生委員と一緒に琴丘拠点センターに相談しました。実情を聞き、下調べをして、5月19日に支所長をはじめ、本所からも捕獲作業として5名の職員で行い、1時間ほどで順調に進み、大小のケージに25匹を収め、この日は終了し、2回目は5月26日、再び支所長を含め4名で11匹捕獲しました。合計36匹でした。

立ち会った親戚の方からは、所有権放棄の手続きをしてもらい、管轄の北秋田保健所へ2日にわたり搬送しました。保健所では、動物管理センターに一時移送し、感染症にかかっていなければ県の動物愛護センターへと里親を探す流れだそうです。猫の繁殖は極めて高く、避妊・去勢手術を怠った結果ではないかと思えます。捕獲に当たり、支所長をはじめ、職員の奮闘には感謝します。

上岩川の例のように、繁殖売買、犬のしつけ、飼い主などの指導を目的とするブリーダーが何もできずに飼育放棄するケース、鹿渡の場合、独り暮らしして手放すことに強い不安を感じ、家族の一員とするケースなどで、周辺住民との間では問題が長期化していくことで、飼い主が孤立化していく状況、そして最終的には町にお願いすることになります。職務と言いながら、職員が一番疲弊することと思えます。

これらの作業については、特殊勤務手当は該当するのでしょうか。

犬猫の多頭飼育についての仕組みを図ることが未然防止の情報収集につながるかと思えます。大変難しい問題と思えますが、各方面の専門家を集めた研修会を開催してはいかがでしょうか。

犬猫合わせて10頭以上飼われている方々は、届出制度条例が必要であると思えます。町としての考えをお伺いします。

また、全国的に報道された特定動物、いわゆる危険動物として、爬虫類が無許可で飼育または保管することはできないことであり、この許可は県、町のいずれですか。

5月6日に横浜市戸塚区のアパートから逃げた体長約3.5メートル、体

重約13キロのアミメニシキヘビが、灯台下暗しの結果、17日目に飼い主が住んでいたアパートの屋根裏で見つかりました。

5月23日、横浜神奈川区では、イグアナが公園で神奈川署員に捕獲されました。体長約1.3メートル、繁殖期になる5月から7月にかけては攻撃的になり、人にかみついたりすることがあるそうです。イグアナも特定動物に入りますか。

町では、特定動物を飼っている方々を把握しているのでしょうか。

緊急小口資金の助成とたすけあい資金貸付額の増額。

緊急小口資金は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業などにより収入が減少した世帯に対して緊急かつ一時的な生計維持、要は生活費のための資金が必要となる世帯を対象とします。運転資金、設備資金は貸付け対象外です。返済期間は、据置き後2年以内で、連帯保証人は不要であり、最高限度額は20万円以内、借入れ申込みは三種町社会福祉協議会を經由して秋田県社会福祉協議会で審査し、県内でも申請者が多く、スピーディーに融資決定が行われています。

当町にも利用者がおり、せめて融資額の2分の1助成は考えられないでしょうか。

たすけあい資金の目的は生活困窮者等であって、ほかから必要な援助を受けることが困難な者に対し、この資金を活用することにより、その者の自立生活の支援に資することを目的としています。

貸付条件としては、この資金の貸付額は5万円以内とする。ただし、三種町社会福祉協議会会長が特に必要と認めるときは5万円を超えることができるとありますが、現状は5万円を限度としているようです。これも無利子で、償還期間は10か月以内とし、償還は一括、分割、月賦の方法によります。貸付け決定は、三種町社会福祉協議会会長が行います。自立更生のつなぎ貸付制度であり、限度額2万円の増額で7万円をお願いできませんか。

令和2年度各申請件数をお願いいたします。

町では、新型コロナウイルス関連で、緊急経済対策として第2次中小企業者家賃支援金上限25万円、第3次中小企業者等事業継続支援金1事業当たり20万円、飲食業または宿泊業は30万円などの支援策が講じられていることを考えますと、収入が減少した世帯、仕事を解雇されたり弱い立場の人たちが利用する、これらの資金の助成と限度額の増額を強くお願いいたします。

以上であります。

議長（金子芳継）

5番、児玉信長議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、5番、児玉信長議員のご質問にお答えいたします。

初めに、多頭飼育崩壊の未然防止についてお答えいたします。

近年、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方、動物を異常繁殖させた末に飼育不能となり、周辺環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育崩壊が問題になっております。

町でも、これまで上岩川地区での多頭飼育が問題となった事例がございました。また、先月、猫を多頭数飼っていた琴丘地区の独り暮らしの方が亡くなられ、遺族の方から捕獲の相談があり、北秋田保健所と協議の上、捕獲対応に当たっております。

犬の狂犬病予防注射につきましては、昨年度の予防注射接種頭数は461頭で、死亡届出頭数は42頭となっております。

捕獲に携わった職員の特殊勤務手当につきましては、犬の捕獲、診断、殺処分、もしくは死骸の検案業務は県の業務であるとされており、町職員に特殊勤務手当の支給はございません。

次に、多頭飼育の未然防止のための条例につきましては、化製場等に関する法律及び秋田県条例により、一定以上の動物を飼育するには許可が必要とされておりますので、今後も法令等の基準に従い適切に対応してまいります。

次に、特定動物の許可申請につきましては、許可は県が行うこととなっておりますが、動物の愛護及び管理に関する法律が改正となり、令和2年6月1日からペットとして特定動物を飼育することは禁止されております。なお、飼い主の家から逃亡したことで全国的に話題となったアミメニシキヘビは特定動物となりますが、イグアナは特定動物ではございません。

今後、町としても、秋田県動物愛護管理計画や環境省の多頭飼育対策ガイドラインに基づき、管理方法の周知徹底を図り、機会があれば県との共催により専門家を集めての研修会開催も要請してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、緊急小口資金融資についてお答えいたします。

初めに、緊急小口資金融資の助成についてでございますが、生活福祉資金貸付制度では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付けの対象世帯を低所得者以外に拡大し、休業や失業等により生活支援にお悩みの方々に緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施しております。

緊急小口資金は、緊急かつ一時的な生計維持のための費用が必要な世帯を対象とし、総合支援資金は、生活再建までの一定期間の費用が必要な世帯を対象としたものでございます。

窓口となっている町社会福祉協議会へ確認したところ、令和2年度の緊急小口資金の申請件数は13件で、うち貸付け決定が9件、また総合支援資金については、申請件数が2件、貸付け決定が1件となっており、両資金を合わせた延べ相談件数は51件、実相談人数は24名となっております。

これらの貸付制度は、都道府県の社会福祉協議会が事業主体となっており、貸付上限額や償還期限、申請に係る審査など、全国同一の条件の下で運

用されているものでございます。また、償還時において、借受人と世帯主が住民税非課税であれば償還免除の対象となるなど、生活困窮世帯にきめ細かく配慮された特例措置も設けられております。

現在、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、厚生労働省において、特例貸付を借り終え、収入や資産など一定の要件を満たす世帯を対象とした新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金も検討されておりますので、詳細が決まり次第、従来の貸付制度と併せて町民の皆様へ周知徹底を図ってまいります。

次に、たすけあい資金の貸付限度額の増額につきましては、当資金は社会福祉協議会独自の事業であり、町として貸付限度額の増額を判断することはできないものでございますが、社会福祉協議会のたすけあい資金貸付規程において、会長が特に必要と認めるときは貸付けの額を5万円以上とすることができると規定されており、生活の困窮程度によって実際に5万円以上貸付けした事例もあり、貸付限度額の増額を行うことなく現行の制度の下で柔軟に対応できるものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議 長 ( 金子芳継 )

当局の答弁が終わりました。

5番、児玉信長議員の再質問を許します。5番。

5番 ( 児玉信長 )

先ほど壇上で質問しましたがけれども、上岩川の21匹の犬の状況をひとつ担当のほうからお教え願えればと、かように思います。

それから、猫のほうと、もう一つ、お願いしたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 お答えいたします。

上岩川の件につきましては、24年の春先にこちらに来られまして、25年の裁判終わるまでの約1年半、住んでおりました。その間、まず21匹の、最終的に21匹の犬だったわけですがけれども、血統書つきが8頭、あとそれ以外の犬は13頭ということで、まず私たちとしては担当である能代保健所に連絡しまして、能代保健所には獣医師さんもおりますので、その方からいろいろとアドバイスをもらい、犬の捕獲をしたところでありました。

まず裁判になったということでもありますけれども、最初借りた人がその裁判期間中に亡くなりまして、最終的にその亡くなった方のおやじさんが最後に引き払うという形になっております。いずれ能代警察署、保健所からはかなりお世話になりまして、まず最後には空き家を解体したという経緯でございます。

次に、猫のほうに関しましては、琴丘支所に対応しておりますので、琴丘支所長のほうから説明します。

議 長 ( 金子芳継 )

琴丘支所長。

琴丘支所 ( 渡邊裕子 )

長 猫についてですが、5月に入りまして、ご家族というか親戚の方から相談がありまして、私のほうで手伝うという形でやっております。(「もう少しちょっと高くできないの」「マイク使って」の声あり)はい。

5月にご家族の方から相談がありまして、私のほうでも協力しております。2回に分けて1時間程度でやっております、5月19日に25匹捕獲し、その1週間後に11匹を捕獲しております。捕獲では、皆猫にあまり何といいますか刺激を与えないように、中に入るのは3名程度とし、1回目はケージで餌をやりながら捕獲し、2回目は網で捕獲しております。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

5番、いいですか。(「いいですよ」の声あり)5番。

5番 ( 児玉信長 )

犬のほうからいきたいと思うんですけれども、いずれ移住・定住で三種町に定住したいということで、十二分に精査した結果だと思っておりますけれども、結果的にこういう結果になったわけです。だから、先ほども壇上で言いましたけれども、十二分にやはりこれからのいろんな移住・定住についても、かなり町でも力を入れているわけなんですけれども、今後の、こういう例があるということも、やはり考えていかなければならないというふうに思っていますので、肝に銘じてもらいたいと、かように思います。

犬のときの報告書、手元にあるわけなんですけれども、やはり一旦能代署をはじめ、保健所のほうに皆さんが相談、周辺がどうしてもそういう状況になるわけですので、必ず能代署をはじめ保健所のほうに相談に行くと思うんですけれども、最終的にこの報告書を見ても、町としてもっと考慮している措置をなさいということが書かれているわけなんですよね。だから、結果的に、最終的には今後の対応を保健所任せではなく町としても考慮しておいてほしいということで、やはり保健所の班長さんにそういう指摘を受けているわけです。

それから、貸主が、地主さんが誠意を持って貸したにもかかわらず、裁判で、5回の裁判でやっとまず立ち退きができたわけなんですよね。だから、それまで立ち退きをしない。周辺の人方に非常に迷惑をかけている。そういうところも、やはりあなた方が、担当のほうとしては、いかにどういうふうにするか、いろいろなことをやったと思うんですけれども、もう少し、こういう多頭飼育の場合にはこういうふうなやり方をやはり示していかなければというような、ある程度強制的なやり方が必要ではなからうかと思うんですけれども、そういう点は、まず犬に関してですけれども、その点に対して担当課長として、先ほど町長の答弁もありましたけれども、もう一度お伺いしたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 お答えいたします。

犬に関しましては、それこそかなり保健所のほうからも結構強く言われておりますけれども、令和3年3月にできたガイドラインが環境省から来ておりますので、それを参考に今後こういう多頭飼育にならないよう徹底した周知をしていきたいと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

それから、分かりました。

猫のほうなんですけれども、ごめんなさい、犬のほうももうちょっと追加して話したいんですけれども、先ほど令和2年度、狂犬病予防注射が461件、それから死亡届が42というふうなことなんですけれども、そのほかにうちで飼っている、ペットとして飼っている人は直接各いろんな獣医関係のお店等に行って注射等を打つと思うんですけれども、これは461件というのは、これは平均ペースなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 お答えいたします。

461頭というのは、まず集合注射と病院で受ける注射と分かれておりますので、それを合わせた数となっております。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

そうしますと、三種町で、まず、何というんですか、狂犬病予防注射を漏れなく注射をしている方々がこの461件ということで解釈していいんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 そのとおりであります。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

それから、この亡くなった場合には、これも大体毎年、その年によって亡くなった頭数が違ってくると思うんですけれども、どういうものなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 お答えいたします。

この頭数につきましては、死んでも例えば届けのない方もおります。だから、そういう方々はまず注射を打ってくださいという注射の案内を出すんですが、そのときに今死んだからもう受けないという形で来る方が多いわけで、いずれこの犬の死ぬ数につきましては、毎年ばらつきがありますが、大体この例年数十頭は死んでおります。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

今月の町の広報にも予防注射のあれが出ているわけなんですけれども、あの箇条書きしている中で、死亡した場合には届出ということも書かれておったっけ。どうだったんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 そのとおりであります。死亡した場合は、保健所に届けることになっております。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

死亡した場合、一応町に届けるんでしょう。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 そうです。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

保健所でないんでしょう。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 いずれ町経由で保健所に届けることになっております。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

分かりました。

それで、猫の問題なんですけれども、猫の場合には、ワクチン、各自獣医関係に連れていっているいろんなことを注射、去勢、それから避妊治療なんていう、やっている方もいるわけなんですけれども、こういうふうにも多頭飼育の場合には、これが全然されないわけです。さあ、そこで今度周辺の人から、周辺の住民から、臭いがする、大変だというふうな状況になるわけなんです。当然、町としても、あそこの誰々さんは多頭飼育しているだろうという情報は、あなた方はかなり知っているのではなかろうかと思うんですけれども、そういう点はどうなんでしょうか。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活課長（荒川浩幸）

お答えいたします。

今回の琴丘の多頭飼育の場合につきましては、今年に入ってから、いるらしいということを聞いております。あと、ほかの地域でも、いわゆるまず猫がいっぱいいるという話は聞きますけれども、こちらのほうで行って餌やりはやめてくださいとか、そういう注意はしております。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

いや、最初が肝心だと思うんですけれども、多頭飼育、なぜ言うかという、やはり最終的には周辺の住民に迷惑をかかす。それから、先ほど、地主さんが誠意を持って貸したにもかかわらず、裁判でこういう結果になる。費用もかかる。だったらやはり当町として、そういうのにどのくらいどうだということを把握していなきゃ駄目だと思うんですよね。山本、琴丘、八竜ではどうなのかと。そういう把握がやはり町として一番大事ではなかろうかなというように思うんですけれども、その点はどういうお考えですか。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活課長（荒川浩幸）

お答えいたします。

この猫の問題につきましては、議員ご指摘のとおりでありまして、それぞれの地域で、まず多頭飼育しているというか、多くいる地域を把握して今後徹底した周知をしていきたいと思っております。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

結果的にそういう状況でなるわけなんですけれども、今いろいろ情報をキャッチ、今度調査していかなければならなくなってくるだろうけれども、大変な仕事だと思うんですよね。最終的に犬も猫もそうなんですけれども、結果的に職員が最後の後始末をしなければならないというようなことになるわけで

す。だから、防護服でゴム手、革手袋をはめたり、そしてマスクをしたりというようなそういうやはり重装備していかなければ大変な状況になるわけですので、そういうところも十二分に把握してやってもらいたいと。

それから、先ほど町長答弁あったんですけれども、やっぱり専門家、これは秋田県の認可、秋田県のもので、全てそれから末端に下ろされてくるわけなんですけれども、やはり三種町独自にこういうのが、専門家会議というんですか、専門家研修会というんですか、こういうのはつくられないものなんですか。いかがなんでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 お答えいたします。

能代山本管内での会議は、動物愛護等管理会議、これにおきましては、能代山本職員と獣医師と事務局、あと県の職員でちょっと対応しておりますが、町も何か相談があれば、この会議でいろいろと提案してほしいと言われておりますので、まず今のところ町単独で専門会議を開くということは検討しておりません。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

いや、私はそれをお願いしているんですけれども、町はもうシャットアウトなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 お答えいたします。

これは県の職員からのご指導いただいたんですけれども、今後それに議員ご指摘のようにいろんなことを相談して最終的に決めたいということですので、ご理解願います。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

だから、分かりましたけれども、全て、要するに、ここには犬のときの報告書があるとおり、町としても十二分に考慮してもらいたいということが最終的に出てくるわけなんですけれども、だから一生懸命今そういうお話をす。そして、やはりこういう悩み事を県のほうに申し出て、さあ、じゃ県から、犬は能代保健所、猫は北秋田保健所、こういうふうに分かれておりますよね。だから、それで指導を受けて、あなた方が捕獲し、そしてあなた方が持っていかなきゃならない。だから、その中で、やはり何頭以上は、三種町は10頭以上、犬猫が10頭以上飼っている場合には届出制度はどうなんで

すかと。そういうふうなことはできないのでしょうか。何十頭で、犬猫10頭以上飼っている場合には届出制度で、そういう形としては、三種町としてはできないのでしょうか。そうすると、現場のあなた方が非常にこれから指導もしやすいし、やりやすくなっていくと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）  
町民生活課長。

町民生活課長（荒川浩幸）  
お答えいたします。

この10頭以上というのは県条例にも定められておまして、まず犬の場合は10頭以上となっておりますが、猫の場合は記載されておられません。そこで、保健所とも相談したんですけども、この猫の記載のことにつきましては、能代山本でもいろいろ協議していきたいということでしたので、ご理解願います。

議長（金子芳継）  
5番。

5番（児玉信長）  
三種町独自にはできないということで、あれですか、犬猫10頭以上飼っている場合はできないということの結論でいいんですか。それとも、あと県と協議していくということなんですか。協議する場合は、どのような協議をしていくということで、最終的にはどういう届出制度をすればいいかということなんですか。

議長（金子芳継）  
町民生活課長。

町民生活課長（荒川浩幸）  
お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町のほうとしても担当と話し合いながら、この件につきましては十分協議して町でやっていけるような体制をつくっていきたいと思います。

議長（金子芳継）  
町長、この関連、答弁してやったら。何かかみ合わないから。町長。

町長（田川政幸）  
お答えいたします。

町としては、一応法律、そして県の条例がある以上は、これに従ってやるわけではありますけれども、もしそれで足りない場合は町として独自のも考えなければいけないと思っております。いずれそちらの上位の法令をしっかりと精査しながら町として対応していきたいと、このように思っております。

議長（金子芳継）  
5番。

5番（児玉信長）

昨年藤里町も、やはりこの多頭飼育で問題になった経緯があるんですよ。これは犬なんですけれども、放し飼いでやっているわけなんですよ。放し飼いでやっていて、それで佐々木町長の答弁は、県の全て条例の下でやらなきゃならないということで、町独自の届出制度というのはないわけなんですよね。していないわけなんですよ。だから、藤里も、町独自の条例制度も届出制度もやらないわけ。だから、今担当課長が今後検討していかなきゃならないということですので、じゃ私としては、藤里がそういう状況であったので、一番大事なところですので、ここが一番のキーポイントだと思うんですよ。だから、町としては犬が10頭以上なのか、猫は10頭以上なのか、犬猫合わせて10頭以上なのか、のような形で、これから十二分に検討してもらえれば、やはりそしてこういうふうなことで示しができたというふうな提示されたことを後で報告していただければ非常にありがたいことなんですけれども、これは担当のほうだけでできるわけでもない。やはり専門家、獣医師、それからブリーダー、それから飼い主等の、それから専門な営業をかけている、そういった先生方の話合いで協議がなされると思うんです。だから、非常に突っ込むべきこと、大事な大事な会議等になっていくはずなんですけれども、そこを十二分に把握してのご答弁なんだろうかと思いますけれども、担当課長、もう一度お願いします。

議長（金子芳継）

5番議員さん、時間が12時12分まででございますので、よろしく申し上げます。（「分かっています、分かっています。時計、真正面に見えますので」の声あり）町民生活課長。

町民生活課長（荒川浩幸）

お答えいたします。

それこそ獣医師、県の職員と相談しながら、十分前向きに検討していきたいと思っております。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

じゃ、よろしく申し上げます。

それから、先ほど特殊勤務手当の話をしましたけれども、特殊勤務手当というのは、どの範囲まで、こういう危険な捕獲作業であるし、犬猫にもし噛まれた場合にはどういうふうになるのか。これはどの範囲まで、私も町の例規集をコピーしてきたんですけれども、1～5項目ありますけれども、どの範囲までが特殊勤務手当の該当するんですか。今回の捕獲については、該当させないということになるんですか。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

先ほど町民生活課長もお答えしておりますとおり、この犬猫については、県が主体的に実施する事項でありまして、町の特殊勤務手当に関する条例には、その内容はうたっておりません。いろいろ県と協議していくということになりますけれども、町の業務ではないということになっておりますので、県からの権限移譲もまだされていない状況にあります。なので、町の業務でないという解釈に基づいてここにうたっていないということになります。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

捕獲するのも町の職員が行って、条例が全て県が抱えているので、これに該当しないというふうなことの捉え方なんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

総務課長。

総務課長 ( 石井靖紀 )

その点、議員おっしゃるとおり、今後県と町として何ができるのかも協議していく必要があると思っておりますので、そこら辺はちょっと時間いただきたいと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

どうかひとつ考えてみてください。あした補正予算のほうの勤務手当、特殊勤務手当 12 万円なんですけれども、これもコロナの問題もあると思えますけれども、これもあした聞きたいなと思っております。

それから、緊急小口資金とたすけあい資金のほうなんですけれども、緊急小口資金、これは非常にいろいろ新聞等でも出ておりますし、もう前々からどういう方々が利用するのかなというふうに思っておりますし、社協にもファクスいただいたり、社協にちょっと出向いたりというふうなことで、社協から、安達局長さんからもいろいろアドバイス、いろいろお話を受けてきたわけでございます。どうなんですか。三種町のいろんな事業している方々は、もちろんこれも事業の一時的な緊急のお金ですから必要なんですけれども、いろんな事業やっている人の場合には、あれも支援金、これも支援金、その他も支援金、第 2 次、第 3 次があるわけなんですよ。これだけ緊急・切迫されている方々にもありますけれども、また国から補正がついて、この後また融資制度ができましたけれども、やはりこの方々のことを考えていくと、20 万円ですけれども、せめて町として 2 分の 1 ぐらいのそういった助成はできないんでしょうか。私は、いや、これは非常にいいわけなんですよ。ということは、三種町の社会福祉協議会が窓口、県の社会福祉協議会、本当はもう一つあったんですね。支援緊急窓口といって生活困窮者自立相談支援機関というのがあるんですけれども、今回はコロナの問題でこれがカッ

トされて、この2つで審査を県のほうでオーケーとなれば融資できる状況であったんです。だから、非常にスピーディーな融資なんです。だから、ほかの町村でまだ一つもやっていないんですよ、25市町村の中で。これがもし2分の1でも助成してくだされば、これはもう画期的な方法だと思うんですけども、担当のほうからもう一度お伺いしたいと思います。

議長（金子芳継）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤洋）

補佐 お答えいたします。

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税の世帯に対しては償還の免除ができるものとされております。また、緊急小口資金を借り終えた後に総合支援資金などの貸付けもございます。今回の詳細につきましては、厚生労働省のほうで検討されておりますが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金も7月から受付が開始されるものとなっておりますので、これらの制度を利用することで、生活困窮者に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

分かります。私も質問する以上はある程度下調べをしてこなきゃなりませんので、答弁されているのは分かりますけれども、そこをお願いしているんですよ。だから、この後に総合支援資金、総合支援資金はやっぱり厳しいんですよ、意外と。だから、はい、20万円だから今度総合支援資金、これ60万円まで貸して、融資ですよ、10年支払いですけども。だから、やっぱり厳しいんですよ、チェックが。そこなんですよ。だから、せめてこの20万円の中で、もう新年度から、来年の4月から支払いが始まるんですよ。今1年据置きですから。来年の4月から支払いが始まります。そういったことを考えていくと、これだけ第2次、第3次のいろんな事業者に対して支援しているじゃないですか。そうすると、何件ですか、先ほど。だから考えていくと、13件の申込みで9件でしょう。そうすると、9件の方々に対して、また今、今年度も何件か申し込まれていると思うんです。また認可になっている人もいると思うんです、今スピーディーな融資制度していますので。だから、こういったことを考えていくと、どうしてもその点はもっと考慮できないでしょうか。これは担当課長に言ってもあれですから、町長、どうですか。ひとつ頑張ってみてください。25市町村で、これをもし2分の1の助成でもやれるんだという気持ちあったら、もう。

議長（金子芳継）

町長。

町長（田川政幸）

お答えいたします。

確かに申請件数並びに貸付け決定件数も少ないこともあります。額的にも恐らくそんなにかからないのではないかと想定されますが、そのあたりはちょっと前向きにかつ慎重に判断させていただければありがたいと思います。よろしくどうかお願いします。

議 長 ( 金子芳継 )  
5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

どうか慎重に判断し、そしていい方向に行くようお願いしたいと、かように思います。

それから、たすけあい資金なんですけれども、これ5万円なんですけれども、特に必要と認めるときは5万円を超えることができますとあります。だから、安達事務局長にお聞きしたんですけれども、じゃ5万円以上お借りする人おられますかと。いや、みんな5万円以内だと。結果的に5万円以上になると、やはりどうしてもまた社会福祉協議会の会長のまたいろいろな面でお願ひしなきゃならない。やはり借りる人の弱みがあるわけです。そういったところを、今回この資金の貸付けは5万円以内とするのをせめて7万円以内にできないでしょうかと。やはり子供のためいつときのお金が必要な奥さん方が結構いるんです。そういった方々のためにも、今5万円を打ち出し、言っていますけれども、そういうところをひとつ、社会福祉協議会の町長、副会長だと思っんですけれども、その点、いかがですか。必要と認めるときは5万円を超えることがと、ただこれを頑として、もうこれはできませんという結論でいいわけなんでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )  
町長。

町 長 ( 田川政幸 )  
お答えをいたします。

これはあくまでも社会福祉協議会の規定で決まっております。このあたり、弾力的に運用できるのか、それとも規定を変えなければいけないのか、そのあたりも含めてしっかり検討してまいりたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )  
5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

社会福祉協議会の理事会、評議員会はいつ頃あるんですか。6月はもう終わりましたか。

議 長 ( 金子芳継 )  
町長。

町 長 ( 田川政幸 )  
お答えいたします。

先日総会がありまして、6月30日でなかったっけな。25でしたっけ。6月25日にまた理事会が開かれる予定となっております。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番。

5 番 ( 児玉信長 )

どうかひとつそのときに事務局長と相談して、いろいろ社会福祉協議会の会長並びに事務局長と相談して、そういうご提案を願いたいと、かように思います。

これで終わりたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

5 番、児玉信長議員の一般質問を終わります。

1 時 1 5 分まで休憩します。

午後 0 時 0 5 分 休 憩

午後 1 時 1 5 分 再 開

議 長 ( 金子芳継 )

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま教育長から 2 番平賀 真議員の一般質問に対する答弁の訂正を求められておりますので、これを許可します。教育長。

教 育 長 ( 鎌田義人 )

平賀 真議員の一般質問において、特定財源別の町の負担見込額をご答弁申し上げた際、民有地に建設した場合の用地買収費は国庫補助金の「補助対象外」と発言すべきところ、「補助対象」と発言してしまいましたので、答弁の訂正をお願い申し上げます。

議 長 ( 金子芳継 )

2 番、平賀 真議員、これに対して再質問等ありますか。（「ありません」の声あり）

次に、1 4 番、安藤賢藏議員から本日の会議における発言について、会議規則第 6 3 条の規定によって、お手元に配付いたしました発言訂正申出書に記載した部分を訂正したいとの申出がありましたので、議長においてこれを許可いたします。

一般質問を続行いたします。

1 3 番、堺谷直樹議員の発言を許します。1 3 番、堺谷直樹議員。

1 3 番 ( 堺谷直樹 )

それでは、さきに通告した 2 件について質問をいたします。

1 件目、児童生徒の安全確保について伺います。

全国的に児童生徒が被害に遭う事故が多発しています。本年 4 月に宮城県白石市の小学校で起きた防球ネットの倒壊事故を受け、県内の小中学校でも緊急点検を実施したと思いますが、我が町の学校施設はどうだったのか、点検の詳細について伺います。

また、本年度の通学路点検結果はどうだったのか併せて伺います。

2 件目、コロナ禍における行事への対応について。

昨年来、コロナ禍により町や地区の各種行事が中止となっていることは致し方ないことだと思っておりますが、その行事が町民の心を豊かにしてきたことや住民同士の絆を深めてきたことも事実であります。

コロナ終息が見通せない中、町民の心を豊かにする、あるいは住民同士の絆を深めるための施策を何か考えているか伺います。

また、現時点において多くの町民が感染予防しながら日常生活を送っていますが、ワクチン接種が始まった今年度、町の行事は中止ありきではなく「ウィズコロナ」の考えで対応する気があるのかどうか併せて伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

議 長 ( 金子芳継 )

13 番、堺谷直樹議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。教育長。

教 育 長 ( 鎌田義人 )

13 番 堺谷直樹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、私から児童生徒の安全確保についてお答えいたします。

今年4月27日、宮城県白石市内の小学校において、校庭に設置されている防球ネットの木製支柱が折れ、児童1名が死亡、1名が重傷を負う痛ましい事故の発生を受け、4月30日に県教育委員会より学校に設置されている防球ネット等の緊急点検の依頼があり、これを受け同日に町内小中学校で点検を実施しております。

また、5月6日には職員が小中学校を訪問し、学校からの聞き取りと防球ネット等の腐食とぐらつき等がないか点検を行っております。

点検の結果、金岡小学校野球場バックネットの支柱の根元付近に腐食が見られましたが、筋交いは十分な強度であることを確認しております。また、翌日には業者と共に施設、設備の状況を再確認し、後日、調査結果を県教育委員会へ報告しております。

なお、補強修繕が必要な箇所につきましては、修繕が終了するまでの間は、万一のため近づかないよう学校及びスポーツ少年団へ注意喚起を行っております。

通学路の点検につきましては、各学校で、春休みや年度当初に通学路を確認し、危険箇所にはPTAの校外指導部の皆さんが看板等を設置しており、またスクールガードリーダーや見守り隊の皆さんから集団登校時に通学路の状況について報告をいただき、随時、必要な対応を取っております。

なお、今年度の通学路の合同点検につきましては、夏休みに実施する予定となっております。

私からは以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

続きまして、私のほうから、コロナ禍における行事への対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、依然として終息する気配が見られず、全国各地で地域行事やイベントが2年連続中止とする決定も多く見受けられております。本町におきましても、実行委員会や関係者などで協議した結果、大変残念ではありますが、イベントの中止を決断せざるを得ない状況となっております。

地域の行事は、議員ご指摘のとおり町民の心を豊かにするものであるということは、私も全く同感であります。また、行事を継続していくことによる文化の継承、住民同士の絆の醸成など、行事の開催は地域に大きな活力を与えるものと理解しております。

しかしながら、イベント開催に関し協議していくに当たり、コロナ禍における感染リスクを想定することは、住民の皆様や来町される方々の安全確保を図る上で最優先に考慮する必要があります、そのため開催可否の判断も慎重にならざるを得ない状況にあると考えております。

町のイベント開催につきましては、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部で示しております事項などを考慮しながら、実行委員会や関係者による協議により開催の可否を決定しております。また、自治会や各種団体などにおける行事につきましては、それぞれの判断によるものとしておりますが、十分な感染防止対策に配慮していただくようお願いしているところであります。

今後、新型コロナウイルスの感染状況がどのようになっていくか見通せない中、町のイベントの開催につきましては、引き続き判断が難しい状況にあると思っておりますが、中止ありきではなく、その時々を見ながら、対策を講じることができるようであれば規模を縮小して開催するなど、対応策の検討もしながら次の開催につながるよう配慮してまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種が始まったことから、町といたしましても、ワクチン接種率が上がり、各種行事や会合が前向きに開催することができる環境を整え、町民の皆様の意識の高揚が図られるよう努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上であります。

議 長 （ 金子芳継 ）

当局の答弁が終わりました。

13番、堺谷直樹議員の再質問を許します。13番。

13番 （ 堺谷直樹 ）

それでは、最初の児童生徒の安全確保について再質問いたしますけれども、4月30日に当日点検を実施したということですが、町内の小中学校に木製の防球ネット、あるいはそれに準じた木製の施設というのは何か所ぐらいあるんでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

お答えいたします。

ちょっと木製になるか、それとも支柱が金属製になるか、そこら辺の確認はできてございませんけれども、おおむね小中学校に設置されている分については、金属的な部分での支柱が多いと記憶しております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

それでは、学校施設の4月30日の点検については、誰がどのような基準を基に点検実施したんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

学校のほうに県から来た文書等をまず学校のほうにメールいたしまして、その中で、その点検に準ずるもの、緊急にやらなきゃいけないもの等について、中身を学校のほうにメールで配信して、その中でやっていただくということで進めております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

学校の先生がやられているんですか。それとも用務員の職員の方がやられているんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

お答えいたします。

各学校によってその点検をされた方まではこちらのほうで把握はされておられませんけれども、一応学校のほうにそういう状況がありましたので確認をしてくださいということで、メールを差し上げております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

そうすれば、あくまでも学校のほうから異常がないというメールだけで判断されているということですか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

お答えいたします。

答弁のほうにもありましたとおり、教育委員会の職員が学校にそのメールをした後に、5月6日に職員が直接出向いて全学校の施設の点検ということで、実施をしております。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

そうすれば、掲揚塔とか、例えばそのほかの遊具などの点検も一緒に併せて行ったんでしょうか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

遊具につきましては、学校のほうで保守点検業者がおりますので、そちらのほうで年次点検をしているということになります。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

参考までに、そうすれば、日常の点検頻度というのはどれぐらいで、誰がどのようにして点検実施しているものなのか、ちょっと教えてください。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

毎月の点検頻度というところまでは教育委員会のほうでは把握はしておりませんが、学校のほうの判断で実施されているものと思います。

議長（金子芳継）

13番。13番、どうぞ。

13番（堺谷直樹）

いいですか。ちなみに、いつ造ったか分からないような、設置記録のないような施設って我が町の小中学校にあるんでしょうか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

すみません、もう一度お願いいたします。

13番（堺谷直樹）

いつその施設を建てたか分からないような、そういう古い設置記録のないようなもの、我が町の小中学校にあるんでしょうか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

ちょっとそこら辺の把握までは現状ではお答えできませんので、後ほど調べてお答えできればと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

あと、後ほど教えてください。

それからあと、過去には体育館の床が剥離したとか木造造りに起因しているような事故も発生しているようですけれども、我が町の学校の体育館とかもきちんと点検されているんでしょうかね。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

お答えいたします。

おおむね小中学校の体育館につきましては、わか杉国体等での整備もされておりますので、まずそんなに傷み等はないと思いますけれども、まず学校のほうでいろんな授業等、それからスポ少活動を通して、いろんな問題が生じた場合は報告いただきながら対処しているところです。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

そういう施設を点検するのに、私もちょっと知らなかったんですけれども、公認スポーツ施設管理士とか、また公認上級施設管理士みたいな資格があるやにちょっとネットのほうで拝見したんですが、我が町にはそういう公認の施設管理士みたいな方っておられるんでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

お答えいたします。

私の記憶するところでは、そういう方々はいらっしゃらないと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

何かいろいろ講習受けてこういう管理士の資格取れるみたいなので、もし取られるという方がいたら、こういう方にまた点検お願いしてやっていくのも一つの手じゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

お答えいたします。

そういう制度があるとすれば、こちらのほうとしましても、そういう方々

に点検を依頼できるような状況をつくるように、希望者がいましたら、そういう講習の受講の奨励を進めたいと思います。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

そうすれば、小学校の合併直前に、今さっき答弁で、不備があったところに近づかないようにという話ありましたが、基本的には合併するまでの間、これを直して使うのか、それともあくまでも立入禁止、解体する方向で考えているのか、ちょっと教えてください。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

先ほど金岡小学校の部分につきましては、業者確認もしております。それで、その修繕して対応するというので、今6月議会に補正で計上しておりますので、よろしくお願いたします。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

分かりました。

それでは、通学路の点検についてですけれども、今年度は夏休みの合同実施だということなんですが、令和元年度に危険箇所一覧にあって令和2年度に危険箇所一覧にないものというものは、これ全て改善されたという考えでよろしいんですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

関係機関とこの危険箇所について、必要な部分については対応策を講じておりますけれども、危険箇所の部分には個人所有の部分もございますので、学校とかそれから見守り隊の皆さんに、その辺の部分については安全に通学ができるように協力をいただきながら、そういうところは通学に配慮しながら通学してもらっております。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

例えば、琴丘小学校の通学路点検で、令和元年度にブロック塀の傾きや外壁の剝離が認められるというふうな記載があるわけですが、これが令和2年度になるとこういう文言がなくなるんですが、これはあくまでもじゃ修繕されるとか何か取り壊しされて危険な状態回避されたという考えでよろ

しいんでしょうか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

令和2年度も合同点検を実施しておりまして、その際にそういうところは、危険な部分について改善されたというふうに認識しております。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

そうすれば、浜口小学校の通学路ですけれども、令和元年度にはちょうど20号沿いのブロック塀がおよそ1キロメートル続く区間が危険であるというふうに判断されていますけれども、令和2年度には現在のところ危険箇所なしというふうになっていますけれども、これそうすればこの1キロ区間続くブロック塀が全て撤去されたという考えでよろしいですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

ちょっと調べてお答えしたいと思います。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

そうすれば、危険箇所例えば先ほど答弁にもありましたけれども看板立っていたから危険じゃないんだという、そういう場所もあるでしょう。そういう認識の下看板立てているわけですかね。看板を立てれば危険箇所じゃなくなるという認識ですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

看板を立てることによって子供たちに注意喚起をしてくださいということでの看板の設置とご理解いただければと思います。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

そうすれば、あくまでも対策内容に看板の設置というふうな文言を明記して、危険箇所は危険箇所として一覧表に私載せるべきじゃないかと思うんですけれども、その辺、どう考えていますか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

今議員のほうからお話がありましたように、そういうところも踏まえながら、この点検報告書の中にもそういうふうな記載ができるような形で進めたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

そうすれば、後で報告してくださると言った事項は、後で必ず報告してください。

そうすれば、次に、コロナ禍における行事への対応ですけれども、町長の行政報告で、じゅんさい旬まつり、それから世界じゅんさい摘み取り選手権大会、森岳温泉夏まつりを中止するというふうな報告をされていましたが、歓声とか声援、飲食を伴う行事でありますので、時期的に早い段階で判断せざるを得ないため、これは致し方ないというふうに思います。

そこで、8月の成人式は延期するとしておりましたけれども、この延期しても日程は限られてくると思うんですが、これはいつを想定しているのか。

また、開催できると判断し得る材料は何なのか、それをちょっと教えてください。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

お答えいたします。

町長の行政報告の中にもございましたけれども、まず5月の時点においては、コロナの感染拡大の終息が見込めないということで、東京方面にも緊急事態宣言が出ておりました。その関係で、やはり東京から来て開催するのは現状無理ではないかということで、まず開催の延期をしたところなんです。その後、実行委員会で、やはり参加する方のアンケート等々の取る部分、それから成人式の会場でありますふるさと文化館、この部分につきましては、今後ワクチン接種の会場となり得るということも考えられます。そういうことも踏まえながら、今後また開催の是非について進めていかなければならないと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

県のほうの方針にもある程度準じてという町長の答弁でありましたけれども、県では大声での歓声や声援がないことを前提とした行事においては、感染対策を講じた上で、5,000人未満の収容定員であれば収容定員内で、また収容定員が設定されていないものは密が発生しないような状況で開催できるというふうにしていますけれども、これはワクチンの接種が終わらなくても開催できるという判断だと思うんですが、これを用いれば、例えば敬老

式のような町内在住者を対象にしたような行事は今の段階でも開催できるというふうな形で考えられると思うんですけども、どういうふうな考えであれですか。

議長（金子芳継）  
町長。

町長（田川政幸）  
お答えをいたします。

敬老式については、既に早い段階で今年度は中止したいということで、対象者には賞状とそれから記念撮影を予定しているということでありまして、今年度に関してはご理解をいただければありがたいと思います。

議長（金子芳継）  
13番。

13番（堺谷直樹）

一昨年度、県では出席者を教職員などに限る卒業式の規模縮小方針を示して、近隣市町村の多くが保護者の出席を見合わせました。そんな中、我が三種町では全小中学校の保護者を出席させるという、一生に一度しかない行事への参加をすごく保護者が喜んでいる姿を見て、私は、この批判を受けるかもしれない当局の英断にすごい感銘を受けたんです。今後の行事については、中止と判断する前にどうすれば開催できるのか、ウィズコロナの考えで対応してもらいたいというふうに考えているわけで、その辺を改めてもう一度答弁願います。

議長（金子芳継）  
町長。

町長（田川政幸）  
お答えをいたします。

昨年の卒業式に関しては、まだコロナが県内のほうにも入ってきていないという状況の中で、そのような判断をさせていただきました。今現在、やはり全国的にもコロナウイルス、どこに感染者がいるか分からない状況であるということを経みると、なかなか簡単にゴーサインは出せないだろうと、このように判断をしております。

ただ、先ほども答えたとおり、ワクチンがある程度接種率が上がると、集団免疫だとかそういう部分で、これまでできなかった部分はできるようになると思っておりますので、ぜひ町民の皆様には早期のワクチン接種に協力いただければありがたいと思います。

議長（金子芳継）  
13番。

13番（堺谷直樹）

昨日でしたか、菅首相は10月か11月頃までには全部ワクチン接種終わらせたいんだというような話していましたが、例えば11月でワクチン接種、我が町全部終わったとすれば、それ以降の行事は例年どおり開催す

るという考えでよろしいですか。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

お答えをいたします。

ワクチンの接種がどこまでかかるか、ちょっとまだ不透明な部分があります。ただ、これからコロナの変異株だとかそういうところの感染状況、そういうところもしっかり見ながら対応したいと、このように考えております。先ほども答えたとおり、なるべく注射ありきではなく開催できる方向を探ってまいりたいと、このように考えております。

議 長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

では、最後に、壇上からも質問しましたけれども、町民の心を豊かにする、あるいは住民同士の絆を深めるための施策を何か考えているかというふうに私お尋ねしましたけれども、何か考えておられますか。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

お答えをいたします。

現状の感染状況を見て、新たな行事だとかそういうのを企画検討しているということは、現状ございません。ただ、今後、低迷する町民の絆だとかそういうところを盛り上げていくためにも、何かを考えるというのは一つ検討していかなければいけないのかなと、このように考えております。

議 長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

コロナ情勢見極めながらで大変な部分もあるでしょうけれども、ぜひ行事開催できるような方向で考えていただければと思います。

以上、終わります。

議 長（金子芳継）

13番、ちょっと待って。

先ほど13番、堺谷議員からの質問に答弁が保留されております。教育次長より答弁を求めます。教育次長。

教育次長（後藤 誠）

それでは、先ほど堺谷議員さんのほうからお話されておりました施設の設置記録に関しましては、これから調べる時間をいただければと存じますので、少々お時間をいただければと思います。

それから、先ほどの浜口小学校の件ですが、大変申し訳ございません。これまだ記載ミスということで修繕はされていないということなので、今後、

また注意喚起をしながら学校のほうに連絡をさせていただきたいと思いを  
す。

議 長 （ 金子芳継 ）

ほかに何か質問ありますか。（「よろしくお願いします。終わります」の  
声あり）

13番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。

次に、10番、大澤和雄議員の発言を許します。10番、大澤和雄議員。

10番 （ 大澤和雄 ）

私からはさきに通告してあります2点について質問をさせていただきます。  
す。

まず初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

さきの全員協議会で示された高齢者数7,342人のうち、4,200人の  
予約枠は接種、あるいは予約されたようでありますけれども、現在はキャン  
セル待ちということで、今後の国からのワクチンの供給の見通しはどのよ  
うになっているのか伺いたいと思います。

また、医療機関による個別接種は5月より接種開始となっておりますが、  
国からの供給が未定なため、予約を中断し、供給見通しがついたときに予約  
を開始するという状態であります。現在は、町の集団接種に頼るしかない状  
態であります。行政報告では、ワクチン接種された高齢者の方は3,200  
人とのことですが、今後の高齢者接種への対応はどのようになっておられる  
のか伺いたいと思います。

ただし、キャンセルがあった場合などは、高齢者に限定することなく、ワ  
クチンを廃棄することのないように対応するべきではないかと考えておりま  
すが、その際マニュアルをつくっておくべきではないかと思っております。  
これらの対応についても伺いたいと思います。

また、県内では高齢者施設や保育所などからワクチンの優先接種の要望が  
出されております。町内高齢者施設等の従事者は638人となっており、施  
設入所者と同様に嘱託医による施設での巡回接種を予定しているとのこと  
でありますけれども、速やかに実施するとともに、保育士への優先接種も含め  
実施してはと考えております。これらの対応について伺いたいと思います。

次の2点目の洋上風力発電についてであります。

大規模洋上風力発電の基礎工事が、能代火力発電所そばの沖合で基礎くい  
の打設工事が始まりました。

能代市では、この工事に伴う基礎くい打設音について苦情が寄せられて  
おります。26日早朝7時から9時までの実施した際には、三種町の山本地  
域の住民にもはっきりと聞こえるほどでありました。

現在能代沖で打設している基礎くいは直径5.5メートルと聞いておりま  
すけれども、「能代山本洋上風力発電を考える会」によれば、三種町の釜谷  
沖で計画されているのはさらに規模が大きくなり、直径約8メートルに及ぶ  
のではないかとされており、しかも建設地が陸地から近いところで

1. 5キロメートルと言われており、現在能代沖で打設する際に出る騒音より大きくなる可能性があると言われております。

欧州では基礎くい打設工事を数十キロメートル沖合で工事する方法を、これをわずか1キロメートルから3キロメートル沖合で同様の工事方法で行うということは、地域住民の安心・安全を確保することは非常に困難であると予想されます。

町としても、工事をする際の時間帯の設定や打設音を下げなどの防音対策、また打設した際の騒音データを明らかにすること、また地域住民から騒音による苦情があった場合は工事を中断することなど、毅然とした対応が必要であると考えております。これらの対応について伺いたいと思います。

以上であります。

議長（金子芳継）

10番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、10番、大澤和雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてお答えします。

高齢者に対する町の集団接種については、4月26日から4,200人分の予約枠で予約を開始し、5月24日に予約枠に達しております。

集団接種は5月15日から山本会場を皮切りに開始し、6月6日までに高齢者1,354人が1回目の接種を終え、740人が2回目の接種を終えております。

また、個別接種の医療機関においては、予約開始後、国から高齢者接種を7月末までに完了させるよう要請があったことから予約は停止しているところですが、医療機関において8月以降に接種予定の高齢者の方については、集団接種への変更をお願いして対応していくこととしております。

なお、現在、コールセンターにおいてキャンセル待ちで登録があった方についても、今後の集団接種へ上乘せし、実施していく予定としております。

キャンセルされた場合の対応につきましては、事前に連絡があった方については、キャンセル待ち登録順に予約枠へ組み入れることとし、当日連絡のないキャンセルや予診により接種できなかった方の分については、接種会場事務従事者へ接種することで、ワクチンの余剰、廃棄がないよう対策を講じております。

次に、高齢者施設従事者についてでございますが、施設と連絡調整を図り、施設での嘱託医からの接種を順次進めてまいりたいと考えております。

なお、施設によっては既に従事者への接種を始めている施設もございます。

また、保育士への優先接種につきましては、今後、基礎疾患を持つ方、60歳から64歳の方への接種計画を進めていく段階で検討したいと考えております。

続きまして、洋上風力発電についてお答えいたします。

三種町釜谷浜沖への洋上風力発電施設建設につきましては、現在、国による事業者の選定が進められており、年内には事業者が決定される見込みとなっております。事業者の決定後でなければ、洋上風力発電施設の実際の建設場所や規模、工法等については決定されているものではありませんが、建設場所については陸地から4キロメートル以内に2列程度、基礎構造についてはモノパイル構造となる可能性が高いと想定しております。モノパイル構造となった場合には、能代港湾区域内での工事と同様、工事期間中に打設音が聞こえるものと予想されます。

町といたしましては、事業者決定までに、先行する能代市等の状況や対応等についての情報収集に努め、事業者決定後の早い段階において、町民の皆様へ洋上風力建設工事に関する情報の事前周知を図り、また工事に伴う騒音対策、工事時間帯への配慮などについて事業者へ申入れを行い、町民の皆様の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

10番、大澤和雄議員の再質問を許します。10番。

10番（大澤和雄）

まず最初に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでありますけれども、何度も説明受けたんですが、高齢者接種の7,342人に対して4,200人分ですか。これはこちらが申し込んだというのではなくて、国からそういう供給が決められて来たということなんですか。この辺ちょっと私分からないんですけども、その辺ちょっと教えていただきたいんですけども。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 お答えいたします。

4,200人という予約枠につきましては、能代市・山本郡から派遣されてくる医師・看護師チームの接種能力からまず町のほうで想定した接種枠でございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。そうすると、医療機関でも5月に入ってそれなりにかなり接種したようではありますけれども、その後何か中断しているようだけれども、まだまだ残り簡単に30人ぐらい残っているというのではないんでしょうけれども、今現在キャンセル待ちということで、次に、ある意味では1,000単位とかで入ってくるとか、そういう見通しというのはどうなっ

ているのか。キャンセル待ちというといつでも誰でもどんどん受けられるという状況ではないのかなとちょっと心配なんですけれども、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

議長（金子芳継）  
健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）  
課長

お答えいたします。

今現在、キャンセル待ちでコールセンターのほうに登録された方が約150名となっております。今後、6月26日の山本会場からいわゆる第2クールに入ります。その第2クール、山本、八竜、琴丘の会場での接種に関して、このキャンセル待ちの方も接種に上乗せして、予約された方に上乗せして接種を行っていきたいと考えております。

議長（金子芳継）  
10番。

10番（大澤和雄）

いずれそうすると、キャンセルも含めて、いわゆる三種町のコロナ予約センターに予約しておけば、それなりにまず対応して、順序に予約できるということによろしいんでしょうかね。

議長（金子芳継）  
健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）  
課長

お答えいたします。

予約開始当時、大変電話が殺到したことにより、電話がつながりにくくなり、その時点で予約できなかった方というご意見を大変多く承っておりますので、このコールセンターへキャンセル待ち登録していただくことにより、今後の接種日程に上乗せして接種希望される方は救っていきたいと考えております。

議長（金子芳継）  
10番。

10番（大澤和雄）

何か私も、一時混乱があって、混乱というほどでもないんでしょうけれども、いずれいろんな方とお会いすると、2日ばかりでやっと連絡がついたとか、電話、何か5回線でも対応していて、それなりに頑張っているようなんですけれども、今の体制で大丈夫なのかなとちょっと心配している部分もあるんですけれども、何かマスコミでは7月末までに98%の自治体が高齢者接種完了するだろうと、そういうこともちょっとマスコミでは言っているんですけれども、そういうふうな予定どおり三種町もいくのかなとちょっと心配なんですけれども、その辺はどうなんでしょうかね。

議長（金子芳継）  
健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 お答えいたします。

三種町の接種計画、まず土日の集団接種ということで、高齢者に関しましては8月1日の日曜日まで接種計画が組まれております。8月1日というのがまず日曜日なものですから、まず7月いっぱいという捉え方で、国のほうへも、県のほうへもまず7月いっぱいをめどにおおむね接種完了できるというふうに答えてございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。いずれ順次接種していかれることを頑張っていたきたいと思えます。

接種のご案内に、バスを利用される方は、そうした会場、あるいは接種日を選んでくださいというふうに書いてあるんですけども、現在バスを利用されている方も結構いらっしゃるのでしょうか。その辺、ちょっと伺いたいですけれども。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 バスご利用の希望の方につきましては、まず一応時間帯によって組んだわけでございますが、その後保健センターなどへバス乗車希望ということで、申し込まれた方はバス送迎しております。ただ、マイクロバスがいっぱいになるような人数ではなく、ワゴン車等で対応できるような形にも対応してございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

これは、私、人数に限らず非常にいいことだと思っています。何人でもやっぱり足がない不便な方に配慮するということは、非常にこれはいいことだと思えますので、ぜひともそうした対応を今後も続けていただきたいなと思っております。いずれ高齢者施設の従事者、またこのキャンセルについても、先ほど答弁されたようですので、まだまだ接種続きますので、頑張ってやっていただきたいなと思っております。

以上で、この部分については終わります。

次に、洋上風力についてなんですけれども、町長は行政報告でも地域住民の不安解消に丁寧な対応をしていくということで答弁されておりますけれども、このモノパイルと呼ばれる基礎くいを油圧ハンマーで打ち込むというの、この打設音が大体1本当たり3時間程度と、今度三種町はどうなるか、それこそ町長が答弁したとおり、まだ工事の業者が決まっていないので、どういうふうな工法になるか、恐らく同じだろうとは思いますが、そ

れで、壇上でも言いましたように、釜谷浜で計画されているのが能代よりもさらに規模が大きくなると。それが非常に心配で、しかも能代の方からもそれなりの音が、ちょっと苦情が来ているようですけれども、それでも能代市は風の松原でかなり遮られているんじゃないかと。ところが、釜谷浜は遮るものがないと。もう直接だと。それで、やはり相当能代よりも大きな音が出る可能性がある。そうすると、1.5キロメートルという、まああれだけ、火力発電所のすぐ近くで26日の日に打ったのは私も聞こえるぐらいすごい音だったんですよ。それが釜谷地区で今度あれだけの音が、2時間続いたんですよけれども、とても耐えられるものではないと私思うんですよ。そこが非常に心配なわけです。ですから、ぜひともそれに対する、苦情が来たら遅いので、早めの対応をしていかれるべきではないかと。

北羽新報にも、これは22日の夕方ですか、北羽新報の記事に、午後5時を過ぎても続けるのか。あるいは子供が怖がっている。今は窓を閉めているというけれども、夏場はつらい。精神的にきついと行ったそうした苦情が寄せられたようであります。いずれ、私も、能代の火力の沖合で打設している音がこの三種町のほうまで聞こえるというのは相当な音だったので、しかも7時から、私は8時、1時間ぐらいでやめるんじゃないかと思ったんです。そうしたら、9時まで休まず連続して続いたんですよ。これは近くにいるととても耐えられるものではないと思います。ですから、きちんとした対応がやっぱり必要なのではないかなと思います。そのためにも、町長もそれなりに要望はしていくということなんですけれども、能代市でも、この打設音について、能代洋上風力発電事業に伴う基礎くい打設について、要求事項を幾つか要求しております。

まず1つは、基礎くいの打設工事は午前8時から午後5時までとすること。2つ目は、打設工事に伴う騒音を低下させる工法を検討し、採用するとともに、遮音シートなどによる防音対策を講じること。また、3つ目として、全ての打設工事に係る騒音測定データを公開すること。また、4つ目は、打設工事中の海中の撮影録画と騒音測定データを市民に公開すること。5つ目が、環境アセスでは事後調査として工事中3か所で騒音測定することになっていますが、今回の苦情等を考慮して市街地における主要な場所での騒音調査を事後調査すること。

こうしたことを申し入れているわけですけれども、これは市に対してなんですけれども、町としても、やはりそうした業者が決まった際に、きちんとしたそういったことを、どういうことをきちんと要求したらいいのか、きちんとやっぱりこうしたことを参考に、住民がいやもうこれは大変だと苦情が来ないように、事前にそうしたことを申し入れるべきだと思うんですけれども、その辺、町長、再度お願いしたいんですけれども。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 工藤一嗣 )

課長

お答えいたします。

今回の能代港湾区域内での打設工事の音の問題につきましては、まず能代市の関係課へ事前に事情を聞いてございます。特に21日の工事につきましては、夕方から工事が開始されたことにより、通常この辺であれば建設業者は5時で仕事を終了するという常識が一般市民の中にもありまして、5時を過ぎてても工事を続けるのかといったような苦情が多かったと聞いてございます。

ただ、このモノパイルにつきましては、一度打設を始めると終了するまで終わることができないということで、新聞報道によると4時頃に始まったと聞いていますので、7時頃まで続いて、その日は市に電話が多くなったと聞いてございます。その辺の状況についても、十分こちらとして状況を聞き取りしていきたいと思っております。

ただ、今現在、能代火力の風の松原の緩衝帯が非常に多い地域でやった工事についての音の問題が今問題になっていますので、これから米代川の河口付近、特に厚生医療センター等が近くにあるような場所での打設工事も始まりますので、その辺の状況もしっかりと確認した上で、三種町沖で想定されることについては、しっかりと問題を整理して、事業者が決定した際には今大澤議員がおっしゃられたようなことについて業者に申入れしていきたいと思っております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。いずれこの方式というの、イギリスで、今世界で風力発電が一番トップなのはイギリスなんですけれども、イギリスの工法をそのまま持ち込んだんですけれども、いわゆる十数キロも離れたところでやるのを1キロから2キロ、3キロ以内のところ、同じように打設してやるということ自体、私は本来無理があることだと思うんです。そういうことを風力を考える会でも何度も申し入れたようなんですけれども、いや、海が深くなるから離れるわけにいかないと。簡単にそう言うんですけれども、やっぱりそういうふう近くだということで、その打設音が、十数キロも離れているとそういう音もそんなに聞こえないかもしれないんですけれども、目の前でやられると半端な音じゃない。そういうことを分かっていたのか、分かっていたのか、いずれ何か今調査はしたと言うんですけれども、そんなに岩盤がこの辺は硬いとか、軟らかいとか、そこまでは何か調査していないような行き当たりばったりのような形で工事しているようなことも聞きました。本当、本来であれば、そうした地盤調査等をきちんと公開するとか、そういうことが請け負った工事業者は当然のことだと思うんですけれども、何かそこまで、今のところは、今能代でやっているほうではそれほど詳しいデータを取ってやっているのではないというようなことなんですよね。ですから、自分たちも実際あれだけの音が出るというのも分かっている部分もあつたのではな

いかと、そういうふう思うわけです。いずれそうした工法そのものがすぐ近くでやられていることは、本来あってはならないことだと私は思うんですよ。ですから、そうした大規模開発、今さらに三種町の場合はいくが5.5メートルから8メートルぐらいになるだろうと。ですから、これは相当な音、岩盤によっては相当な音がこの釜谷地区の住民に直接聞こえてくると。これは大変なことなんではないかなと私は思っております。ですから、そういうことをきちんと毅然とした対応をしていただきたいと、そういうふう思うわけでありませう。

もう一つ、いずれイギリスでは、この大規模開発については、いわゆる視覚的影響を軽減するとともに、海鳥の浅い餌場を避けるため、沖合8キロから13キロの立入禁止区域では開発させないようにしたと、そういうふうになっているんですよ。この視覚的影響というのは、私は最初人間が見たいいわゆる水平線上に現れない、ずっと離れたところに設置する、そういう意味なのかと思ったら、視覚的影響というのは、これは鳥類、いわゆるバードストライクについて、そういうものを防ぐための13キロぐらいは立入禁止区域として開発させないようにしたということなんですから、ただ三種町のこの釜谷浜も1キロから3キロ、どの位置にどういふふうな設置をするのか分からないんですよ。三種町でもサンドクラフトやっているわけですから。そこに十数キロだと水平線上からこの風車が見えないかもしれないんですよ。1キロから3キロ以内だとまともに見えるわけですから。じゃ、サンドクラフトをやったときに、観光客とかいろんな方が訪れたときに、何だあれ、邪魔だなと。景観がどうなるのか、私はそれが、それも非常に私は心配だと思うんですよ。ですから、工事業者が決まったら、ここにこういうのを設置してどういふふうに見えますよと、そういうシミュレーションをきちんと出してもらうことが必要ではないかと。サンドクラフトのせっかくのイベントが台なしになるような、そういうふうな設置の仕方をされては困ると思うんですよ。その辺の対応は、町長、考えておられるのかどうか伺いたいんですよ。

議長（金子芳継）  
企画政策課長。

企画政策課長（工藤一嗣）  
お答えいたします。

洋上風力発電施設の設置につきましては、設置後の景観が、風車が多く建たる景色に変わるとは容易に推測されます。ただ、その景観のシミュレーション的なものにつきましては、住民説明会と、あと役場への説明等あったときに、そういう情報も皆さんに周知してもらえような要望は町として出していきたいと思います。

議長（金子芳継）  
10番。

10番（大澤和雄）

商用ベースでの初めての試みなんですよ。ですから、直径8メートルのパイルを打ち込んで、それにあと土台を組むと。それを土台として風車を取り付ける、いわば簡易、お金のかからない方法でやるというのがこの今の工法なんですよ。ですから、全く企業の利益第一に考えている。町長はどういうふうに考えているのか、課長ばかり答弁して全然町長はどういうふうに考えているのか分かりませんが、本来私はこれはやっぱり十数キロも離れたところでやるのが当たり前で、それを近くでやるということがどだい無理なことだと思いますので、いずれそうしたこと、どういうふうになるのか、せつかく砂像見に来た方ががっかりするような、そういう景観につながるないように、陸上には確かに今もありますけれども、あれも結局今大型化するはずですよ。ですから、やはり釜谷浜一体を本当に景観を守る、そういう意味でも、きちんと情報を公開してもらおうと。そして住民にも、また町にも、その業者はこういうふうになるんだということをきちんと公開してもらおうということが非常に大事だと思いますので、そのことを加えてお願いしたいと思うんですけれども、その辺、再度お願いします。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 工藤一嗣 )

課長 答えいたします。

事業者が決定した際には、情報の開示につきましては、きめ細かく地域住民、そして我々三種町に説明をいただけるようお願いしてまいりたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

10番。

10番 ( 大澤和雄 )

いずれボーリング調査等、工事をする前にもやると思うんですけれども、きちんとした調査をして、どういう打設音がどの程度出るのか、そういうことをきちんと業者がまず把握する。何か今能代でやっているのは、何かその辺、予定のところ行ったり来たりして、この辺ちょっと打ってやめたり、いわば何というかその日その日のうちに、何か予定どおり組んでいるというものでもないようだという、見ている方は。確かに音の出ないところもあるそうです。ところが、私は21日とそれから26日ですか、こちらまで聞こえた。それはたまたま硬い岩盤に当たってそういう音がしたのではないかと。地元の方は、能代の方は、そういうこともおっしゃっています。ですから、きちんと岩盤のそういうボーリング調査等、きちんとした上で対応していくと。対応していただきたいということであります。そうしたことをきちんと事業者と話をし、要求なり要望をきちんと伝えていただきたいと、そういうふうに思います。

終わります。

議 長 ( 金子芳継 )

10番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。  
議場内換気のため、10分間休憩します。  
2時30分に開会いたします。

午後 2時18分 休憩

-----  
午後 2時30分 再開

議長 (金子芳継)

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、伊藤千作議員の発言を許します。3番、伊藤千作議員。

3番 (伊藤千作)

それでは、最後になりますけれども、壇上での質問、若干長くなりますので、ご了承ください。

それでは、始めます。

学校統廃合問題についてです。

統廃合への取組の基本的視点についてであります。

学校統廃合は、未来永劫、歴史のある学校を地域から消却し、子供や住民に多大な負担や苦勞をかけ、生きがいを奪う非情さを伴います。学校規模が小さく財政効率が悪くても「教育を受ける権利」、これは憲法26条です、の保障に必要な経費を支出し、教育条件を整え、その利点や可能性を最大限追求するのが国や自治体の役割であります。学校統廃合の検討に当たっては、この原則を踏まえ、軽率に提起すべきではありません。

廃校が話題になれば、地域の動揺、不安は募り、衰退に拍車がかかります。仮に学校統廃合計画を検討、提起する場合も、現状維持も選択肢を残し、関係地域の自由な議論、協議を保障すべきであります。

私は、学校統廃合だからとにかく反対というのではなく、学校統廃合計画の是非について、次の3点を基準にして判断することを基本にしております。

その第1に、その学校統廃合が子供の教育にプラスかマイナスかということであります。

プラスという点では、大勢の人間と接することになるとか、球技ができるようになるなどのメリットが考えられます。しかし、同時にマイナス面が大きいことも見る必要があります。

通学区域が広がれば、通学が困難な生徒が出てきます。都心では、事故多発の幹線道路を小学1年生が渡ることにもなります。長い距離の通学路は、犯罪から子供たちを守る上でも心配であります。

教育上は、丁寧できめ細かい指導が難しくなります。勉強面もそうですが、家庭訪問ができなくなるなど、学校と家庭との関係も希薄になりかねません。また、非行やいじめなどが起きたときも、遠距離の場合には手を差し

伸べることが難しくなります。

こうしたメリット・デメリットをそのケースに即して具体的に明らかにすることが重要であります。

関連して、当局がよく持ち出す「学校の適正規模」について触れたいと思います。国は、公立小中学校について、1学校12～18学級を適正規模としております。それ以下の学校は、適正規模でないから統廃合の対象とされる可能性があるわけであります。自治体独自の適正規模を定めている自治体もありますが、要は同じことであります。

しかし、この適正規模は、子供の教育にとって「適正」という意味ではありません。これは8,000人程度の住民に1つの中学校があることが行政的に効率がよいとされたことによるものであります。それ以下は効率が悪いから統合しようという、リストラの基準そのものであります。

子供の教育にとっていい規模は、最も小さなサイズだというのが世界の流れであります。ヨーロッパでは、1学校100人程度が主流であります。地域の中で子供が育ち、学校では一人一人の子供に目が行き届いて、教員と子供との人間的に温かい関係が紡がれる。そんなサイズでこそ、子供にとって適正なわけで、その点からいえば、今の日本の学校は大き過ぎると言えます。日本各地の学校を見て回っている研究者たちは、僻地の小規模学校の中にこそ日本の教育の宝があると指摘しております。適正規模以下だから何か問題があるということは一切ないことをはっきりさせて、事に臨むことが大切であります。

第2に、学校は単に子供の教育にとどまらず、その地域にとって独自の役割があります。この観点から見て計画はどうかということであります。

学校は、運動会やお祭り、文化祭などを含め、地域の核としての役割を担っております。また、そこに学校があるから地域に残って子育てができるという点で、地域を維持するために欠かせない施設であります。子供が少なくなったからといって、安易に統廃合を進めれば、集落やコミュニティーの崩壊、地域社会の荒廃という取り返しのつかない事態を招きかねません。だから、学校が大変小さくなくても、ぎりぎりまで統合を避けようとするのが当然のことです。

大変小さな学校では、多様な子供に接することができないという心配がありますけれども、そのデメリットを小規模校が複数校連携して合同授業を行うなどして補い、学校を維持する自治体もあります。これは、学校が地域にとってかけがえのない存在だから何とかして残したいという思いから生まれた取組であります。

第3に、地域の子育て、地域の存続に深く関わることだけに、学校の統廃合は、行政が一方的に進めてはならず、徹底した住民合意が欠かせないということであります。

住民合意の尊重の立場は、賛成・反対で、住民の間に垣根をつくることなく一緒に話し合うことを可能にします。計画が子供にとってどうなのか、地

域にとってどうなのかと具体的に検討し合えば、住民は必ず道理ある立場をつかむことになると思います。子供もまた住民であり、かつ最大の当事者であります。私たち大人は、その子供のたちの意思表明権を大切にすることが求められています。子供たちが話し合い、声を上げられるような環境を整え、大人たちは子供たちの声に誠実に耳を傾けなければなりません。

また、学校の教職員が、その専門性を生かして学校統廃合が子供の教育にどんな影響を与えるかについて具体的で専門的な知見を示すことは、教職員の社会的使命として期待されております。そのことを私たちも重んじる必要があります。

なお、以上の3点にとどまらず、各自治体の財政事情や様々な事情がある場合も含めて、総合的に判断することは当然のことです。学校統廃合を検討・計画する場合でも、国の公立小学校の統合についての通達を踏まえる必要があります。

例えば、1つ目として、無理な学校統廃合禁止と住民合意イコール学校規模を重視するあまり、無理な学校統合を行い、地域住民などの間に紛争を生じたり、通学上、著しい困難を招いたりすることを避けなければならないということでもあります。

2つ目としましては、小規模校の尊重。小規模学校には、教職員と児童・生徒との人間的触れ合いや個別指導の面でも小規模校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模校として存置する、充実するほうが好ましい場合もあります。

3つ目としましては、学校の地域的意義の学校統廃合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義などをも考えて十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることでもあります。

1つ目の第1点について言えば、無理な統合、住民との紛争は特に小規模校の多い町村周辺部で起こりがちであります。周辺部の子供は、学校がなくなれば、遠距離通学、バス通学、危険通学、これは交通事故とか誘拐、殺傷、落石、洪水、痴漢、熊などの出没など、無理な通学を余儀なくされます。通学距離の適正化、適正地基準は、農村部の小学校は1キロメートル15分以下、中学校は2キロメートル30分以下など、歩いて楽に通える徒歩通学が重視されます。道草やおしゃべり、自然や暮らし、人との触れ合いなど、それ自体が人間形成に大切な教育条件であり、無理な遠距離通学を強いたり、バス通学などで安易に代替すべきではありません。というのは、これは名古屋高裁での判決・決定にもあります。

2つ目としましては、小規模校の尊重については、いじめ、不登校、荒れなど、教育の困難が増大している今日、小規模校の利点が教育改革全体の課題として見直されるべきであります。教育の原点は、教育者と子供の1対1の絆であります。子供の人数が増えれば増えるほど、教育関係は希薄になり、一人一人の人間を大切にす個人尊重、行き届いた指導が困難になります。

また、人間を育てる教育機関である学校は、みんながよく知り合える人間的規模、学校なら200から300人以下や個人の占有空間1人5平方メートルぐらいが必要と言われております。過大規模、過密は、人間の生理的条件にも反します。

さらに、人間が人間らしく育つには、1～2年間でクラス替え、担任替えなどのない持続的な教育関係が望まれます。小規模学校はこれらの条件を備えており、そのような環境の下で、深い人間的交流や共同学習の発展こそ教育の基本方向でしょう。

3つ目の地域的意義については、学校が陸の孤島にならないよう、地域的意義が深く理解されなければなりません。人類は、数百万年にわたる歴史の大部分、比較的狭い地域を単位として共同して子供を育てるといった困難な事業を成し遂げてきました。

子供は、家庭や学校のほか、地域の年齢の違う人々との多面的・多様な交流や学習の中で人間に成長・発達します。学校の規模が小さいほど、学区、校区も狭くなり、交流が密になり、互いに知り合える関係が広がり、地域の教育力が形成されます。

また、学校は、高齢者を含め、卒業生にとっても、文字どおり母校、心のふるさとであり、それぞれにかけがえのない共有財産であります。

さらに、学校は地域の文化センターとして、特に農山村では様々な文化や生活の中心的施設として根づいております。

学校がなくなると言われるように、地域の魅力・核である学校の廃止は、地域の衰退の引き金になります。学校統廃合の本質は、市町村、地域から教育費、教職員を吸い上げ、地域に根差す学校を収奪し、子供の犠牲による行政そのものであります。

教育的観点を通貫すれば、小規模学校の充実、少人数学級、学校の耐震化など、教育条件の本格的整備と教育予算の飛躍的増額こそ当面の急務であります。主要国で最低ランクの教育予算、学費、教育費負担など、教育破壊の政治災害からの一日も早い復旧が課題であります。

今後の計画では、三種町町立小・中学校再編準備委員会、これは仮称ですが、を設置し、2021年6月から2022年3月までの期間で再編計画の内容を協議していくようでありますが、現状維持も選択肢として残して、合併前旧町村ごとに中学校を残すことも議論していったらどうでしょうか。

他の項目については、再質問で取り上げたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（金子芳継）

3番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。教育長。

教育長（鎌田義人）

3番、伊藤千作議員のご質問にお答えします。

初めに、統廃合への取組の基本的視点についてでございますが、児童生徒数は、平成18年から令和2年までの14年間に於いて、小学校で47.9%、中学校で48.5%減少しており、今後も減少が続くと予想されております。

このため、令和元年度には教育委員会定例会及び総合教育会議において、園児や児童生徒の保護者を対象とした小・中学校の在り方等に関するアンケート調査を実施し、その結果や今後の児童生徒数、複式学級等の教育の質、国が進める教育改革や働き方改革への対応等とともに、三種町の未来を担う子供たちにとって望ましい教育環境を確保するためにはどのようにあるべきかを協議し、令和2年2月に「三種町立小・中学校再編の方向性」を決定しました。

続く令和2年7月より、学識経験者、保護者、地域の代表による三種町立小・中学校在り方検討懇談会において、児童生徒の教育機会均等、教育水準の向上のために望ましい教育環境を確保するためにはどのようにあるべきかを検討していただき、意見書が提出されております。

教育委員会では、この意見書を参考としながら、小中学校の適正化を推進するため、再編整備に関する基本的な考え方を「三種町町立学校再編整備計画」として作成いたしました。

学校統廃合が子供たちの教育にプラスかマイナスかについては、少人数を否定するものではありませんが、社会は多様な集団と複雑化する人間関係で構成されており、子供たちが将来社会に出て行くことを考えると、子供の時代に一定数の友達と触れ合い、お互いが切磋琢磨しながら伸びてほしい、さらには多様な価値観に接しながら感性豊かな人間に育ててほしいと願うものです。

次に、地域における学校の役割につきましては、地域における学校の役割は大きく、地域と学校が密接な役割を持ちながら学校運営や地域づくりが行われてきました。そうした状況を踏まえ、児童生徒数の推移や当該校における学校運営上の課題、地域づくりへの課題など問題解決に向けた検討を進めていければと考えております。

学校統廃合に向けた住民合意につきましては、「地域とともにある学校」という姿勢は持ちつつ、少子化が進む中、次代を担う子供たちの社会性や教育環境を整備し、再編に当たっては、丁寧な説明と合意形成を図るため、今後設置される三種町立小・中学校再編準備委員会等で十分精査したいと考えております。

あめとむちの政策への対応につきましては、学校施設全体の整備方針を策定し、整備の必要性、教育上、安全上の効果等を整備方針という形で「見える化」することで、短期的な視点により整備を行うことに起因する必要以上の施設の整備を防ぐことができると考えます。

また、小中学校は、少子化に伴う児童生徒の減少や施設の老朽化など様々な課題を抱え、複式学級も生じております。再編の基本的な考え方として、

児童生徒の教育上の利益を最優先することと、教育機会の均等、教育水準の向上と考えておりますので、再編は避けられないものと考えます。

経済的な角度からも「学校潰すな」は道理ありにつきましては、学校が小規模化することは、家庭的な雰囲気の中で教員の目を子供たち一人一人に行き届かせながら教育活動が行われる一方で、子供たちが少ないとお互いに切磋琢磨しながら伸びていこうとする面で刺激が不足になり、人間関係が固定化し、多様な考え方に触れる機会が少なくなることが懸念されます。社会は多様な集団で形成されており、子供たちが将来この社会に出て行くことを考えると、様々な環境で生活することは大事なことであります。

さらに、中学校では、学校規模が小さくなることによって子供たちの学習活動や興味・関心に対応できる部活動が成立しないなどの課題もあります。そのため、ある程度の学校規模が必要であると考えます。

学校統廃合と「教育効果」論につきましては、適切な学級編制（クラス替え）を通じ、新たな人間関係が生じ、多様な価値観や考え方をを持った仲間と触れ合えることができます。また、課題別学習、部活動、学校行事等において、多様な選択肢を提供することができ、学校事務や校務分掌が適切に配分され、緊急時や学校経営上の問題が生じた場合に適切な支援体制を組むことができ、教職員が児童生徒の指導に十分な時間を確保できる体制を組めるなどの効果が期待できます。

学校統廃合による経費削減の仕組みにつきましては、安易に学校経費の効率化や予算の削減を目的とするのではなく、今一番必要だと思うような統廃合が進められるべきと考えます。

日本の学校規模の実態につきましては、文部科学省の令和元年度学校基本調査によると、1校当たりの児童生徒数は、令和元年度では、小学校326人、中学校317人となっております。平成元年度に比べ小学校で64人、中学校で193人減少しておりますが、近年、1校当たりの児童生徒数は、横ばいとなっております。1校当たりの学級数は、学校教育法施行規則等により、公立小中学校の標準規模は12～18学級と規定されております。令和元年度現在、標準規模の学校の割合は、小学校30%、5,776校です。中学校33%、3,030校であり、平成元年度に比べて増加しております。規模に満たない学校は、令和元年度では小学校43%、8,284校、中学校では52%、4,790校となっております。

最後に、再編計画の内容として、現状維持を選択肢の一つとして議論したらどうかにつきましては、小・中学校の在り方検討懇談会を開催し、出生数、児童生徒数の推計、校舎の状況、これまでの再編整備方針等について検討を行い、小学校は地域で1校、中学校は町1校に再編すべきとの意見書をいただき、教育委員会定例会及び総合教育会議で再編整備計画について協議し、計画書を作成し、2月と4月に3地域で説明会を開催したところです。

現在、下岩川小学校については、令和4年度に森岳小学校に編入することで進めており、今後は、中学校の建設場所や再編の時期等について協議して

いくこととなりますので、どうかご理解をお願いいたします。

以上であります。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

3番、伊藤千作議員の再質問を許します。3番。

3番（伊藤千作）

今教育長からる説明がありましたけれども、なぜこの3中学校を統合して1校にするのかと。それをやろうとして考えた原因として、今説明があったのは、アンケート調査を行ったと。その結果、統合について、多分答弁は言わなかったけれども、「統合する」「望む」という人が多かったということが理由だということで、今それに取りかかっているのではないかと思うんです。

私、住民の方々のアンケートですから、直接、何と申しますか、自分の思いはある一定程度は反映するんだけど、本当の思いというのはなかなかこのアンケートだけではつかみ切れないのではないかと。今の現状とか状況を見ていけば、やっぱり合併しなければ、統合しなければいけないのかなと。いや、実は本当は望まないんだけど、仕方がないのかなという思いはかなり皆さん強いのではないかというふうに思います。

その中で、あめとむちの政策ということで、教育長はさっき答弁はありましたけれども、例えば、今三種町は3つの中学校を1つに統廃合するということの中で、いわゆる3つの学校はなくなるんだけど、新しい学校ができるからいいのではないかというふうなことで、そちらを容認してしまうというのが今このあめとむちの関係で、そういうことがあちこちで起きているというふうなことが言われているんです。これは、どちらも子供を思っているということには変わりないと思うんです。ですから、これを突き詰めていけば、いい学校をつくりたいという思いですから、そこはそれを十分に話し合っていくということが非常に大事なことだろうと思います。

私、アンケートに関連して、じゃアンケートの調査しただろうけれども、しからは、あれですか、住民の方々が何としても統合してほしいという運動でも起きましたか。声でも強く届いていますか。その点はどうですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

今伊藤議員ご指摘の件の声というのは、届いてはございません。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

私、壇上でも言ったように、この学校統廃合というのは、非常に地域の皆さんの感情とか地域に関わる部分が物すごい大きいわけで、やはり事として

は、住民のそういう方々から、こういう、学校が、人数が少なくなっていけば学校ももたないと、何とか統廃合してもらいたいという声が沸き起こって、そういうふうなことでやっぱり統廃合を進めていくというのは、本当は筋なんです。ところが、ただアンケートやって声が多かったということで、皆さん、これに取りかかろうとしているんですけども、今これ、皆さんご承知のようだけれども、この間魁新聞にも出ましたけれども、あちこちで学校の統廃合が物すごい勢いで、ここと同じように増えてきているんです。それは、なぜかという、私、平成の大合併との関係が背景にあると思うんです。自治体の合併というのは、ここも旧八竜、山本、琴丘が3町が合併して、1つの町になって三種町となりましたけれども、全国的には市町村数が3,227から1,821に減ったんです。皆さんご承知のように、合併するに当たって、サービスは高いほうに、そして負担は低いほうへ、これがスローガンであったんです。今これはもう全然話にならないくらいあれですけども、それが合併するに当たっての何というかやり方であったんですけども、しかし、いろんな場面で、この合併についてのそういうスローガンは完全になくなってしまったというか、というふうなことになっていったんですけども、ここで、今合併を進めるに当たって、学校の適正化を掲げてあちこちで、ここでもそうですけれども、合併進めていっているんですよ。というふうなことでいうと、今住民の声を皆さん聞いた上で合併を進めるというふうなことで、アンケートの結果を踏まえた上で、それで住民の声が反映されていると本当に思っていますか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

お答えいたします。

今伊藤議員住民のアンケートを反映してということでもございましたけれども、当時の令和元年度アンケートを取った部分でいけば、現状維持のほうが若干多いということでもございますが、その中で、教育長も話されたと思いますけれども、学校の在り方検討懇談会の中で、出生数とか今後の児童生徒数、そういうふうなものを踏まえていくと、やはり再編整備は必要でないかということで、現状まで流れてきているということでもございます。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

先ほどというか、別の方への答弁の中で、合併は令和7年でしたっけ。合併の年度というか、計画、今やろうとしているのは、何年でしたっけ。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長。

教育次長 ( 後藤 誠 )

当初計画では令和7年度でございます。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

令和7年度でね。さっき別の議員の方への答弁の中で、令和7年度で統合したときの生徒数、琴丘55人、山本95人、八竜105人、計255人という答弁ありました。ありましたよね。これを見ると、何も急いで統合する必要があるのかと。何を根拠にして皆さんこれ統合を進めていくのかと。これ見ると、もう10年も20年も統合しなくてもやっていけるんじゃないかと私は思うんですけども、この点については、何を根拠にしてこの人数で統廃合しなければいけないのか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

先ほどもお話しいたしましたが、現状のここ数年の出生数、それから今後の児童生徒数で、令和7年度で255人という推測であります。それから7年後、令和14年度でいきますと165名まで、100名ほどこの7年間で減ることになります。そんな中で、やはり先ほども教育長の答弁の中にもありましたけれども、学校規模が小さくなることで、子供たちの学習活動や興味関心に対応できる部活動が成立しないということも現状もう起きていることをごさいまして、やはりそういうところから子供たちの学習状況、環境を整備するためには早めの統廃合が必要と考えております。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

日本の学校規模の実態ということであれば、今日本の学校規模は、適正規模以下の11学級以下の学校の割合が全国で五、六割になっていると。小学校は50%、中学校は56.6%であって、農村県ではさらに高く今なっていると。例えば、高知県では、全校50人以下の小学校は約半分、48%を占めていると言われております。この事実にも照らしても、学校は、適正規模に機械的に統廃合するという方針が実態無視の無謀、非常識なものだと言われております。そして、山村、離れ島などは、全校10人前後の学校は珍しくない、こういうふうに言われております。そして、ここで例に出して言っているのが、佐渡市の小学校は、全校で3人とか、7人とか、10人、あるいは14人、16人など、小規模な学校もそれぞれの地域の、そういうふうにあると。だから、実情とか条件、背景などを基に存在してきているわけですから、こういうことを鑑みても、小規模だから駄目だという、さっきの皆説明しているんですけども、全国的に言えば小規模で十分にやっているところがたくさんあるというふうなことが言えると思うんです。ですから、小規模だから、生徒が足りなくなるから、やっぱり合併というか統合しなけ

ればならないというのは、これからいっても、全国的な課題からいっても、ちょっと間違っているのではないかなというふうに思うんです。小規模なら小規模らしく、それに合わせてやっていくというのが今全国的な流れであるので、それが統廃合の理由に私はならないと思うんですけれども、どうですか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育長。

教 育 長 ( 鎌田義人 )

私からお答えします。

伊藤議員おっしゃるように、小規模のよさというのはたくさんあります。それから、地理的な条件で、なかなか統合したくても、再編したくても、できないような地域もあります。そういう地域でも、できれば統合して子供の多い学校をつくりたいというところもあるんですよ。去年は小学校、今年は中学校で、学習指導要領変わっております。その中に「子供同士の多様な意見交換を導き授業を求める」という一文もあるんですよ。したがって、ある程度の人間がいたところで、またいろんな学習ができると。そういうことも考えられますので、伊藤議員言われるように、小規模のよさというのは、たくさん私は認めます。ただ、地理的条件とか、いろんな、離れていて一緒になれないというところもある地域があるために、今日本でもかなりの数、少ない人数の学校が存在していると。できれば、私は、学習上の関係からいえば、先ほど伊藤議員もおっしゃっていましたが、100人ちょっと規模の学校がいいと。三種町の場合は、私は、小学校は100人ちょっとの学校がいいだろうと。したがって、今計画しているところでも、100人ちょっとの学校ができるわけでいいなと。中学校の場合は、3中学校で、非常に子供の数の幅があるんです。琴丘が少なくても八竜が倍ぐらいいあるんです。それ一緒になれば、ちょうど平均的な30人ぐらいの学校になります。ただ、私は人数だけを根拠に統合云々というのは言っていないです。子供たちのやっぱり学習状況、学習条件を一番考えて、この三種町の実態を踏まえて再編がいいのではないかと、そういうことを私は考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

伊藤議員、あと残り10分ですので。

3 番 ( 伊藤千作 )

分かりました。

3中学校を1つにするというふうなこと、これやっぱり私、無理にそういうふうな1つにまとめなくても、10年なり20年、このままで、旧町村ごとに中学校を残していくというふうな方向も一つの選択肢として考えていたらどうかなというふうに思います。そして、小中一貫校ではないんだけど、例えば児童がどんどん減っていくというふうなことになりますと、学校が、例えば中学校1校、あるいは小学校1校、どこか生徒は足りなくなっていくし、教室は余っていくというふうなこと、当然起こってきますよね。

そうすれば、必要な学校に、余裕のある学校に、小中一貫校と、それは関係ないよ、小学校と中学校一緒に学校、教室を利用してやっていくという方向も、経費をかけないでいくとなれば、そういう方向も考えていけないのかというふうに思うわけでありまして。ですから、私、これ、無理にこの今まだ255人、統合したときに255人いて、それが何年かしてまた減っていくということは言っていますが、しかし、やれないわけではないんです。今無理に平成7年に1つにしなくても、10年、20年のスパンで考えて、もうどうしてもその先何ともならないということになったら、そのときにまた考えればいいのであって、今考えなくてもいいのではないかなというふうに私は改めて思うんですけれども、教育長、どうですか。

議長（金子芳継）  
教育長。

教育長（鎌田義人）  
伊藤議員、今お話しになったことも、十分準備委員会等で話をして、判断材料の一つにして、話し合ってもらいたいということを考えています。

議長（金子芳継）  
3番。

3番（伊藤千作）  
ですから、あれです。これからつくる懇談会ですか、名前ちょっと忘れてしまったけれども、その中で論議する中で、一つに、やっぱり旧3町ごとに中学校を残していくというふうな今の現状維持のことも一つの選択肢に上げて論議していったらどうかと。はなからもうそれを否定するのではなくて、そここのところを残して論議はしていくというふうなことで進めていったらどうかと思うんですけれども、どうですか。

議長（金子芳継）  
教育次長。

教育次長（後藤 誠）  
お答えいたします。

今先ほど教育長も答弁しておりましたけれども、この再編準備委員会の中で十分検討していきたいと考えております。

議長（金子芳継）  
3番。

3番（伊藤千作）  
私、そのほうが合理的だと思いますよ。今の3校を1校に集約するんじゃないかと、まず可能な限り旧町1校残すようなことを何とすればできるのかということも含めて論議していくほうが私はいいんじゃないかと思うんですけれども。私は、そのほうがより合理的で、できるなというふうに思うんですけれども。ぜひ、今日はちょっと別の、何か答弁は逆の方向ですけれども、できる限りそういう方向に持っていければなというふうに思いますので、る検討していただければいいなと思っています。

最後にですけれども、何かいろいろ今意見の中で、合併でなくて新しい学校の用地にじゅんさいの館、場所として挙がっておりますけれども、何か私聞くところによると、その場所あたりがじゅんさいの、何とえばいい、試験地、何だっけ、じゅんさいの（「摘み取り」の声あり）摘み取りね。摘み取りのための用地として活用するという話が以前にあったようですけれども、それが何か駄目だというふうなことで、却下されたとかと聞いているんですけれども、それらも何か用地の、何だか20年ぐらいは駄目だとかという話になっているようだけれども、それらはどういうことでしょうか。分かりますか。

議 長 （ 金子芳継 ）

伊藤さん、その今の質問、通告外なんですけれども。

3 番 （ 伊藤千作 ）

あ、通告外だな。やめましょう。分かりました。通告外です。

ということで、終わります。

議 長 （ 金子芳継 ）

3番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会です。

どうもご苦労さまでした。

---

午後3時26分 散 会

